

B分科会

(1) 第1回分科会 開催日時：平成18年2月23日(木) 19:10～20:10 開催場所：市民会館第2会議室

- (コーディネーター) 三田市の中での相談業務、苦情対応等がどうあるべきかという提案をまとめていくのがこの分科会の役割だと考える。三田市ではいろいろな相談業務が行われているが、改善すべき点や必要と考えられる新たな取組などについて議論していきたい。
- (委員) 人権相談を受けたいと思っても、実際に相談するには非常に勇気が必要であり、相談に行けない人も多い。
- (委員) 人権相談といっても、人権に関する範囲は広く、どこまでが人権の問題なのかが分かりにくい。
- (委員) 人権問題は、女性問題、子育て問題などいくつかの問題を複合的に含んでいる。でも、現状では女性相談、子育て相談など相談窓口は別々であり、それぞれが連携していないという課題があるのではないかと。各種相談のネットワークをどう構築していくのかについて議論していく必要がある。
- (コーディネーター) 人権擁護委員による「人権相談」は、面談によって行っているのか。
- (委員) 人権擁護委員が面談により行っている。毎月1回人権相談日が設定されている。
- (コーディネーター) 近所とのトラブル、他人から迷惑をかけられているなど生活相談はすべて人権の問題に関わっており、生活相談がすなわち人権相談であるという見方もできる。
- (委員) 1日中ストレスを感じるようなことがあれば人権問題である。
- (委員) 行政も民間も同じであると思うが、相談があった場合、まずその内容を把握、分析して、しかるべき専門家が対応することが相談処理システムであると思う。
- (委員) 人権問題は幅広すぎるので、市民から見ると「人権相談」の対象が分かりづらい。
- (委員) 生活のあらゆる面において人権侵害があった場合は人権問題となるので、人権問題があらゆる問題と関わってくるのは当然である。
- (コーディネーター) 人権問題であると相談者が認識する場合のみ人権相談の範囲となるわけではない。子育ての問題でも子どもへの虐待があった場合など人権問題に関わってくる。人権相談の範囲は決められないのではないかと。
- (委員) 相談の範囲を広げすぎて、相談を受けたい人がどこの相談窓口へ行ったらよいのか分からないというのではいけない。
- (委員) 「人権相談」をうける人権擁護委員だけでは解決できない問題の場合、専門家の力が必要な場合もある。
- (コーディネーター) 相談者が専門機関に助けを求めて、逆にその専門機関から人権侵害を受けるケースも一部にはある。専門機関で働く人が、人権意識を持っているかが重要である。専門的に市民をサポートする立場の人(市役所職員、教師、警察、医者など)がただ専門的な知識をもっているだけではなく、ベースとして人権意識をもっていることが必要である。人権擁護委員が「人権相談」の中で、明らかに人権侵害があると考えられる場合はどう対処するのか。
- (委員) 法務局に報告し、法務局が指導、勧告、告発を行う。
- (コーディネーター) 相談を通じて法制度等の矛盾が分かった場合は誰かが問題提起をしないと改善されない。現場から人権侵害であると声をあげるによりDV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)や高齢者虐待防止・介護者支援法(平成18年4月1日施行予定)など人権を守るための法整備が進んできた。
- 人権侵害を受けている人から声をあげるのは困難だが、その人に接して相談を受けている人が声をあげる必要がある。「仕方がない」ですませていることがないか考える必要がある。
- (事務局) 部落差別の事象等も多々起きているが、現状の対応としては、当事者から相談を受けるなど限られたものである。B分科会では、相談体制の検討とともに、救済体制についても検討願いたい。
- (委員) 行政で、実際どんな相談があり、どのように対応され、解決されているのか等、いくつかのケースを検討することによって、相談や救済についての不備な点や必要なものが見えてくるのではないだろうか。

(2) 第2回分科会 開催日時：平成18年4月18日(火) 14:00～16:30 開催場所：市民会館第4会議室

●前回会議録の確認について

第3回三田市人権のまちづくり推進委員会及び第1回会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

●分科会のテーマに関する意見交換及び今後の進め方について

- (コーディネーター) この分科会は三田市の人権相談、救済体制等について、どういうことが現状において必要であり、どうしていくべきなのかを最終的にまとめていく分科会です。まず初めに、それぞれの委員が人権問題の中でどんなことに関心があるのかを伺いたい。
- (委員) 私は子どもの人権に関心があります。子どもの人権に関わりだしたら、子どもの人権が、女性の人権を含めすべての人権に関わっていることが分かりました。子どもの人権に関しての相談体制をつくっていくことができたらよいと思います。
- (委員) 最初は、すぐく人権に対し堅苦しい考え方が自分にありました。しかし、前回会議録を読むなどして、そうでないことが分かりました。私の出身地では「男尊女卑」の意識が強い地域でした。食事の時には、女性は男性の食事の給仕などで、座って食べられるような状況ではありませんでした。また、陽の当たるところに女性の洗濯物をほしてはいけないということもありました。しかし、三田に引っ越してきて、それは一般的でなかったということが分かりました。人権とは、人がどうか

ではなく、自分がどうか重要であり、自分をレベルアップしていく必要があると思っています。

(コーディネーター) 出身地の「男尊女卑」の意識についてもう少し話を伺いたい。

(委員) 「女の仕事」「男の仕事」というのがあって、私がしたかった仕事は男の仕事であると周りから言われて、自然と別の仕事についてしまいました。(コーディネーター) 周りがそういう意識だったら、おかしいとも思わないし、おかしいと思っててもそれをおかしいと言いだしづらくなります。そのため、なかなかその状況が変わらないでそのままになってしまっているのではないのでしょうか。

(委員) 男性の着る物を事前に準備しておくなど「内助の功」が美德であると教えられ、自分でもそう思っていました。しかし、私が生き方を変えたら、夫も変わりました。

(コーディネーター) 子どものころ、男女共学の中で教育を受けていて、学校では男女平等・男女同権というのが当たり前だと思う一方、たとえば、家では夕飯の食卓には父親が一品多いなど男性と女性とは違うものだといった現実がありました。

(委員) 最初は仕事をしていても、家事は妻がすべてしなければならないと思っていました。しかし、それをしようとする身が持たなかったのも、夫に言って家事をしてもらうことにしました。

(コーディネーター) 妻が苦しくても、家の中のことは外に言いたくない、私が我慢すれば良いと思ってどこへも相談しないということがあります。どんなに良い相談機関があっても、相談を受けようと本人が思わなければ、救済することができません。

(委員) 救済以前に啓発ということがなされないと、人権侵害であると気が付くこともできません。

(コーディネーター) しかし、いつも研修に参加している人は、同じ人ばかりという現実があります。課題として、相談機関をつくったら良いというだけではないことが分かってきました。

(委員) 私が会社に勤めていて一番忙しいときは、ほとんど毎日、夜中の0時まで家に帰ることはなかった。家で4、5時間寝てまた出社するというような状況でした。その間妻は一人ですべて子育て、家事をしなければならなかった。妻は相当なプレッシャーを受けていたと思います。私はその時は気が付かなかったが、男性が働いているのは、妻が支えてくれているからだと思う。大部分の男性はそういうことに気が付いていないと思う。人間は社会的動物だが、社会との関わりの中でその人の形はできている。そう考えると、家庭は社会で最小の単位でしょうから、家庭があって、その人がある、その人の能力も含めてその家庭でつくられてきたものだと考えます。

(コーディネーター) 言いたい我慢していること、おかしいと思いつながら言えないことを安心して言えるような場が必要ではないのでしょうか。一対一の相談もありますが、同じような悩みをかかえている人、同じようにおかしいと思っている人達がみんなその思いを言い合せて、自分一人だけが悩んでいるのではないと分かりあえるような場が必要だと考えます。その次に誰かに相談するということがよいと思います。例えば、近所のこと、子どものことなどいろいろなことでも悩みがあったり、トラブルがあったりします。でも夫は帰ってこないで相談できず、でもどこかに相談するには敷居が高いというような状況が、よく見るとあちこちにあるのかもしれない。

誰かに聞いてほしい、本当にちょっとでもいいから分かってほしいというのをみんな持っている。持っていて、なかなか場がないし、身近に分かってくれるという人がいなくなったりします。相談の前に、誰かがとことん聞いてくれる人がいるという場が多くあればよい。そういう意味では、研修というのでも、誰かの話を聞いて終わりというのではなく、みんなでこのテーマについている意見を出し合おうとか、何か1つプランをつくりましょうという研修の方が達成感も生まれるのではないのでしょうか。

(事務局) いろいろな人にふれあうことにより、いろいろな生き方を学べます。交流が重要であり、ディスカッションの場づくりが必要です。いろいろな人の考え方や価値観に出会うというのが、すごく大事であり、今そういった参加体験型の学習手法も取り入れて、啓発を進めています。

(コーディネーター) 有意義だったと思うのは、相談体制、救済体制をどうするかだけではすまない問題というのが見えてきたことでした。言ってもしょうがないという人は相談に行かないだろうし、でもその人は大きな問題をかかえています。

(委員) 近所とつきあわないときめている人もいるし、そこまで決めていなくても、仕事等で忙しくてつきあえないという人が多い。そんな中で地域社会をつくろうとしても難しい。地域社会をつくろうという取り組みをおこなえばよくなると思います。

(コーディネーター) 自分の子どもが大きくなったから関係ないと思うのではなく、地域には子どもがいるので、その子どもに「おはよう」などあいさつをしているかが問題です。

(事務局) 三田のある地域で、「近所の子どもの名前を5人覚えましょう、覚えたら声をかけましょう」という取り組みをしています。そんな取り組みを広げていくことも大切です。

(コーディネーター) それぞれの地域に合ったやり方で地域を良くしていくことについて、自由に気軽に話し合える場があれば良いと思います。子どもが学校を卒業したら学校と縁がきれてしまうが、学校は地域の学校であるはずなので、子どもが卒業しても、何か学校とつながっているということがあればよいと思います。

(コーディネーター) 会議資料に三田市の相談の一覧表があるが、担当はどこの課ですか。

(事務局) それぞれ担当課があります。

(コーディネーター) 私は、子どもの虐待について関心があります。三田市で親が子どもを虐待していることを誰かが発見した場合は、どこに相談したらよいのですか。

(事務局) 相談窓口は、子育て支援課です。教育委員会等と子どもの虐待防止ネットワークを持っています。

(コーディネーター) 次回の分科会では三田市で子どもの問題や児童虐待が起こった場合、どういうふうに対処されているのかということについて現状を知りたい。特に子どもの安全確保と親の虐待防止の両面から知

りたいです。

(事務局) 次回分科会に、相談員、事務担当者に出席してもらえよう調整します。

(3) 第3回分科会 開催日時：平成18年7月11日(火)14:00~17:00 開催場所：市民会館第4会議室

●前回会議録の確認について

三田市人権のまちづくり推進委員会第2回分科会会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

●子どもに関わる三田市の相談・救済体制について

三田市子育て支援課から、子どもに関わる三田市の相談体制・救済体制について説明した。

●三田市の相談体制・救済体制について

(コーディネーター) DVや子どもの虐待については、それを防止するための法律があり、課題もありますが、相談体制・救済体制が確立されています。しかし、他の人権問題は、まだ相談体制・救済体制は不十分な部分も多いので、そのような問題にも対応する体制を三田市として確立していくことが課題です。オンブズパーソン制度などが必要ではないかと考えます。

(委員) オンブズパーソン制度が導入できないかということですが、私は、人権擁護委員として人権相談を受けています。人権相談を受けたら、相談内容を、法務局に送付します。法務局で、内容を検討して、人権侵害があるのかどうか調査します。調査権はありますが、捜査権はありません。捜査権は警察でしかありません。人権侵害があった場合は、援助(助言等)、調整(話し合いの仲介)、要請、説示(注意)、勧告、通告、告発の手段により法務局が救済措置を講じます。川西市が導入しているオンブズパーソン制度の詳細は知りませんが、このようなこと以上のことはできないと思います。

(コーディネーター) 個人それぞれの人権意識を高めるというのが重要です。おかしいことに自分から声をあげるという意識が必要です。オンブズパーソン制度が、完全な制度ではありませんが、気軽に相談・仲介してもらえるとという意味では導入する意義は大きいと思います。例えば学校で、体罰、いじめがあり、子どもがオンブズパーソンにうったえた場合、オンブズパーソンは、学校に事実確認を依頼し、行政と調整して問題解決を図ることが可能となります。

(委員) オンブズパーソンは相当な人数が必要になってくると思います。組織的に相談を受け、判断をしていくためには、大きな組織が必要となります。有効に機能させるには大変ですが、導入しなければならないと思います。

(委員) 制度をつくるのは簡単ですが、誰がオンブズパーソンになるのかも含めて実際に機能させていくのは難しいと思います。既に導入している事例は参考になると思います。

(委員) 民生委員、児童委員など、地域に近いところのネットワークは問題解決にとって重要です。そういう意味では、オンブズパーソン制度をつかって、地域に近いところで仕事されている人たちに入ってもらうことも必要ではないかと考えます。

(コーディネーター) 川西市で、実際にオンブズパーソンとして活動されている方が事務局として活動されている方から説明を受けることができたと思います。三田市で導入するのであればどういう課題があるのかということを知りたいと思います。

続きまして、相談体制について、検討していきたいと思います。相談といえば、たくさんの相談窓口がありますが、それぞれが連携していないと思います。市民の立場からいえば、相談窓口が多くてどこに相談したらいいのかわかりづらいと思います。また、時間が限定されていてなかなか利用しにくいという課題もあります。相談したらどこまで対応してくれるのかわからないと相談しにくいと思います。利用しやすい相談体制を構築する必要があります。私個人的には、24時間体制で、どんな相談でも1つの相談窓口で対応してくれるというような仕組みがあれば良いと考えます。1つの相談窓口で、内部で相談が各担当に振り分けられるというものです。現在いろいろな相談窓口があり、毎週どこかが相談していると思いますので、調整すればそのような仕組みをつくるのが可能ではないかと思えます。市民が、相談内容により、どこの相談窓口なのか判断する必要はなく、行政の中で仕組みを整備すれば良いと思います。どこが専門的に担当しているのかは内部の問題だと思います。

(委員) お客様センターのようなイメージですね。

(コーディネーター) 17時までにはみんなが相談できるとは限りません。自分が働いている時間に、市役所に電話しようとしても、なかなか時間がとれません。そう思うと、時間外、土日に電話相談できるという体制ができることは非常に重要です。

(委員) 市民が相談窓口を判断することは難しいので、今おっしゃられたように1つ相談窓口があって、その窓口がすべてを把握していることが望ましい。しかし、その窓口にいる人はかなりの知識等が必要となります。

(コーディネーター) 相談したい者が窓口に出向くばかりではなく、相談を受ける者が必要に応じて出向いても良いと思います。

(委員) 相談したい者にとっては、近所に知られたくないということもありますから、家の近くで相談することは嫌がられるかもしれません。

(コーディネーター) かしまっていないくて、気軽に話しのできる場所があれば良いと思います。また、現在は相談したくても、相談先の電話番号を調べるのに時間がかかります。そこで、三田市の広報紙の一番上にも、相談窓口の電話番号を毎回掲載すれば良いのではないかと考えます。また、相談窓口の電話番号が記載されたステッカーを各家庭に配布し、見えやすい場所にはってもらうことも考えられます。

(委員) 相談事案により、緊急性が高いものとそうでないものがありますので、それを相談窓口が判断しな

ければならないと思います。

(コーディネーター) 人の命に関わることで、平日9時から17時ではなく、24時間体制で、相談体制がとられていることが重要です。今後の分科会では、次回の全体会をふまえ、もう少し課題をしぼりこんで、相談体制・救済体制（オンブズパーソン制度）について検討し、方向性を決めていきたいと思えます。

(4) 第4回分科会 開催日時：平成18年9月28日（木）19：30～21：10 開催場所：まちづくり協働センター会議室4

(コーディネーター) 前回までの分科会で、現在の相談体制の課題として、必ずしも相談機関が連携していないこと、どこまで相談にのってくれるのか分からないことがあげられた。また、多くの自治体では、相談窓口はあるが、救済までできていない。これらがこれからの検討課題である。住民間のトラブルがあったりする時に、解決策を見つけたりどこかに仲裁に入ってもらおうというのは難しい。

(委員) 住民間のトラブルというのは、はっきりと解決策をあたえることはできない。日常生活の中でトラブルがおこっている。多くの場合は、相手の状況を理解していないための思い込みで、相手のことを悪く思ってトラブルになっていることが多いと思う。そういう場合は、お互いの状況について双方説明しあっていないと解決方法が分からない。その時に仲介する人は、状況を把握するために何回か聞き取りをしないと、話し合いで解決できるものなのか、あるいは人権救済措置が必要なのか分からない。

(コーディネーター) 人権擁護委員は、人権侵害の申し出があればどのように対応しているのか。

(委員) 人権擁護委員は、人権侵害の相談があった場合に、法務局に相談を克明に報告する。その相談内容が人権侵害であるかの判断は法務局がする。人権侵害があれば、法務局が調査する。ただ話を聞いてほしくて相談に来られる場合もある。

(委員) 人権侵害があった場合は、調査、聞き取りは、人権擁護委員がするのか。

(委員) 法務局が調査する。法務局が直接話を聞くことになる。

(委員) 救済しようとする、状況を正確に把握する必要がある。状況を把握しようとする聞き取りが必要になり、調査も必要になるかもしれない。その時、調査をする権限は誰にでも許されるものではない。調査が人権侵害につながる危険性もある。そこで、法務局が行える調査権の範囲を調べてみて、市の条例でも可能だということであれば、市の条例を制定したら良いと思う。

(コーディネーター) 人権に関する相談は、職務として行うことができる専門的な能力をもっている人を配置して、いつでも相談を受けることができるという体制をつくらなければならない。また、スクールカウンセラーや警察など様々な人権侵害に関わるような職務についているような人については、人権に関する研修を受けてもらうということが必要だ。相談窓口をどうするのかということと同時に、相談員も人権感覚を身に付けてもらうなど相談員の質的な向上も必要になってくると思う。

(委員) 救済制度については、人権オンブズパーソン制度を導入している川西市、川崎市などがあるので、その事例を研究してはどうか。

(コーディネーター) 川西市のオンブズパーソンについての紹介ビデオを見たことがある。

(事務局) 三田市にもそのビデオはあるので、一度ビデオを見ていただいたうえで、実際に川西市の人権オンブズパーソンに関わっている人に、成果・課題等の話が聞けたら良いと思う。

(委員) 川西市では、人権オンブズパーソンについて教員の理解をえるのに時間がかかったと聞いた。

(委員) 川崎市は有名で、早い時期から設置している。

(委員) 最近子どもから虐待やいじめについての悩みを聞き、また子どもが避難できる施設をもっているNPO法人があると聞いた。

(コーディネーター) そのNPO法人は一戸建の家を確保して活動を行っている。

(委員) 私の知り合いで、ごく一般的な女性ですが、その人にはよく子どもがなつき、子どもが来てはいろいろしゃべって帰る。そういう相談しやすい人が相談窓口に必要な。

(コーディネーター) 子どもの居場所づくりとして、子どもがふらっとやってきて、そこで少し話しをして帰れるという場所があれば良い。その事例でいうと、他県の助産師が、助産院とデイケアセンターと一緒にやっている事例がある。出産する場合、家族全員でその助産院に1週間前から泊まりこみ、家族みんながその出産を見守る。24時間常に空いているので、近所の小学生がふらっとやってきて、赤ちゃんを見たり、高齢者と交流していったりする。こういう場所があちこちにできたら良いと思う。

(委員) 昔、住んでいた地域で、ある教師の自宅には本がたくさんあり、子どもたちはいつもそこに来て本を読んで、遊んでいた。その教師が夏になればキャンプなどいろいろなイベントを開催していた。そこには子どもがいつも集まっていた。

(委員) ある地域では、コンビニエンスストアの前に机が置いてあって子どもがよく集まっていた。子どもが学校にいる時間はお母さんが集まっていた。

(コーディネーター) 大人が街の中に、意識的に子どもの居場所をつくる必要があるのではないか。

(コーディネーター) 子どもをキーワードとして「三田市として子どもの人権をどう守るか」ということを目標としても良いと思う。子どもの人権を守ることは、大人の人権を守ることになる。子どもの人権を守るということは、高齢者にとってもやさしいまちづくりになっていくと思う。子どもの人権をどう守るのかということに焦点をあてて、相談とか救済を提案することができたら良いと思う。

(委員) 大人自身の人権が保障されていなかったら、子どもの人権を保障することができない。大人自身がどういう生き方をしていくのかということが問われてくる。大人自身がしっかり自分を大切に思えるかということが大切で、それができなかつたら、高齢者、子どもの人権の保障はできない。

(コーディネーター) 人権を考える市民のつどいの各分科会の発表は、今日だしていただいた意見をそのまま発表して

も良いのではないかと。なかなか解決策は見えないがこんな問題があると発表しても良いと思う。

次回の分科会では、川西市の人権オンブズパーソンについての紹介ビデオを見た後、さらに人権救済等について検討を進めていきたい。

(5) 第5回分科会 開催日時：平成18年10月31日(火) 19:00~21:10 開催場所：市役所南分館6階会議室

川西市の子どもの人権オンブズパーソンについての紹介ビデオを見た後、人権オンブズパーソン制度について議論を行った。

- (委員) 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例には、オンブズパーソンに調査権限をあたえている。調査権限のあるオンブズパーソンでないといけな。
- (コーディネーター) 人権オンブズパーソン制度の1つのメリットは、子どもから話を聞け、また先生から話を聞ける権限もある。同時に調整ということで、両者立ち会いのもと両者の言い分を聞いて、解決の方法を探ることができる。いろいろな相談機関があっても両方の話をじっくり聞くというのは容易ではない。子どもが直接相談できる相談機関もなかなかないので、人権オンブズパーソン制度は必要ではないかと考える。
- (委員) 法務局で、「子どもの人権SOSミニレター」を始めた。「子どもの人権SOSミニレター」というのは、子どもにミニレターを配っておき、悩みごと、困ったことがあれば相談内容をミニレターに書き法務局に郵送するというものである。親にも相談できないし、先生にも相談できないこと、とじこもって悩んでいることなどの悩みをそのミニレターに書いてもらう。返事は人権擁護委員が書く。
- (委員) 人権オンブズパーソンが子どもの代弁者としていることで、子どもが大人と対等にしゃべることができるというのは重要なことだ。
- (委員) 川西市の子どもの人権オンブズパーソンの仲介により先生、子どもが話しあって和解した後、その後の状況等フォローができていくのかを知りたい。
- (コーディネーター) 傷害事件があったら、警察が扱うものであり、人権オンブズパーソンが扱えることではない。しかし、人間どうしのトラブルについて調整的な機関として、子どもが直接うたえることができ、十分話を聞いてもらえ、子どもの人権が尊重されるという意味で存在意義は大きい。
子どもの立場からすると、多くの相談する選択肢がある方がよい。法務局による電話相談「子どもの人権110番」、人権オンブズパーソンなど多くの選択肢があり、一人で悩まずに、どこかに気軽に相談できる場所がある方がよい。
- (委員) 子どもにとっては、相談しやすいことが一番大切だ。
- (委員) 私の知り合いで、多くの子どもに慕われている人がおり、子どもはその人に重要な相談もする。
- (委員) 制度として相談の選択肢を増やすだけでなく、相談しやすい人を増やすことが重要である。
- (委員) 相談しやすい人があちこちにいて、相談にのってくれるということになれば一番いい。施設をつくっても、子どもが来なかったら意味がない。
- (委員) 子どもが相談を受けようとするのは難しい。それは、大人の場合も相談を受けようと電話する時点で、勇気をふるっている。電話だけでも大変勇気がいることなのに、相談を受けに行くのはもっと難しい。
- (委員) 長い間悩んでいることがあるにもかかわらず、自分が悪いからこうなったと思いで相談しない場合が多い。
- (委員) 川西市の子どもの人権オンブズパーソンは、年間延べ相談回数が588件もあることにびっくりした。
- (委員) 相談したい子どもに、1度電話してみて、自分の話を十分聞いてもらえなかったと感じたら、もう一回電話してみてくださいと伝える必要がある。もう一回電話したら違う相談員が電話を受けて話やすい場合がある。
- (委員) 人権相談に来られて、話を聞いてもらうことを求めている人もいる。人権相談はどのようなものかというのを分かっている人はほとんどいないと考えるべきである。子ども達は悩んでいるが、相談すればどういふうに解決してもらえるかというイメージが何もないところでは相談しようという気持ちにならない。
- (委員) 人権オンブズパーソンを利用しようとする人が多いか少ないかは、人権オンブズパーソン制度を導入するかどうかの根幹に関わる問題である。
- (委員) 川西市の場合は、たぶん口コミにより人権オンブズパーソンが問題を解決したという事例が子どもに知れ渡っているのではないかと。
- (委員) 小学生の時子どもの人権オンブズパーソンのことを知り、中学生になって相談する子どもも多い。
- (コーディネーター) 学校の担任の先生だからといって、必ずしも相性があうわけではない。先生が忙しくなかなか話ができないという場合もある。また、親に相談すれば心配するので、相談しづらいこともある。むしろ子どもの人権オンブズパーソンのような第三者だから話がしやすいということもある。差別は、1人一つとは限らない。複合的な場合もある。相談窓口は一つで一番その人にあった相談体制を組んでもらえるというのが市民の立場で望ましい。人権オンブズパーソン制度だったら、人権問題にあたるかどうか分からないがとにかく相談でき、調査をしてくれ、可能な限り解決策をとことん考えてくれるような機関ができれば大きな前進である。これまでの市民相談では、相談を聞くというところまでだが、相談だけではなく、調査等権利を使って解決に一步近づくような機関になればと思う。川崎市の人権オンブズパーソンは、男女平等、子どもの問題に限定されており、外国人、障害者などの人権までは対象に入っていない。川西市、川崎市の人権オンブズパーソン制度と同じものではなく、三田市独自の制度ができたらいと思う。子どもに限定しないで、様々な問題につ

いて一緒に考えてくれる機関として三田市独自のオンブズパーソン制度が何とかできないかと考える。そのために、運営の仕方や人権オンブズパーソン制度をたちあげるためにどのような課題があるのか、ということをしてできれば川西市の子どもの人権オンブズパーソンに実際に関わっている方に話を聞ければと思う。オンブズパーソンは任期があり変わっていくので、一番全体を見渡すことができる事務局の方が良いのではないかと。

(事務局) 川西市の子どもの人権オンブズパーソン関係者に分科会に来てもらうよう日程等調整する。

(人権を考える市民のつどいにおける各分科会発表について)

人権を考える市民のつどいにおけるB分科会発表者2名を決定した。発表者自身の体験もふまえ、B分科会で検討している内容等を発表することとする。

(6) 第6回分科会 開催日時：平成18年12月4日(月)19:00~22:00 開催場所：まちづくり協働センター大会議室

●第5回三田市人権のまちづくり推進委員会及び第4回分科会会議録の確認について

第5回三田市人権のまちづくり推進委員会及び第4回会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

●川西市子どもの人権オンブズパーソンについて

講師(千里金蘭大学 吉永教授)から、川西市子どもの人権オンブズパーソンの設立経緯、運用等について説明を受けた後、講師と委員との間で質疑応答、意見交換を行った。

(委員) 現在川西市子どもの人権オンブズパーソンは何人いるのか。

(講師) 3名いる。条例で3名から5名まで設置できている。3名のオンブズパーソンと4名の調査相談専門員がいる。現在のオンブズパーソンは、弁護士と教育・福祉の専門家、臨床心理学の専門家が就任している。調査相談専門員は、専門性が高く、将来研究者となって子どもの問題に関わっていく人もいる。この制度が始まった時は3人だったが、現在は4人いる。4人のうち1人をチーフ相談員としている。また、事務局職員として行政職員が1人いる。

(コーディネーター) 子どもの人権オンブズパーソンにはどのような権限があるのか。

(講師) 条例で、学校等を含む市の機関に対する、必要な調査権限が与えられている。学校等をも含む市の機関には、オンブズパーソンの独立性尊重と調査への協力義務が課せられている。市の機関等の協力に基づいて調査をして、その結果必要な場合は当該市の機関に対して勧告や意見表明等を行い、是正等の措置報告を求め、さらに必要ならば、それら勧告、意見表明の内容を公表することもできる。これらが条例により定められている。

子どもオンブズパーソンは、大人の行政への苦情を受け付けて処理するオンブズパーソンとは、やや性格の異なるところがある。後者ではオンブズパーソンは「市民の代理人」としての苦情処理機能が期待されるが、前者は「子どもの代理人」というよりも、むしろ「子どもの代弁者」としての支援機能が必要である。これは子どもの固有性を反映したものだ。子どもの権利条約は、子どもを保護と付与を受ける主体であり、かつ参加・意見表明の主体だと位置づけている。つまり、子どもは保護や教育の対象であるが、同時に発達・成長の主体であって、自分にかかわる事柄に意見表明し参加する権利がある。したがって、いじめ問題をはじめ子どもの発達・成長の過程で生じる問題においては、当事者の子どもは、問題の打開や解決に参加する主体として支援を受けるべき存在だ。そのような子どもの主体を尊重した支援として、「子どもの代弁」という機能が子どもオンブズパーソンでは重要になる。

もし、単に「代理人」として苦情处理的に問題解決に当たるならば、それは「子どもには何もできないから大人が解決してあげる」というメッセージを子どもに伝えることにもなり、子どもの自尊心や自己肯定感の回復にはなりにくい。そのような「解決」は、往々にして加害者の摘発や糾弾に終始しがちだが、それは「大人から見た解決」であって、子どもにとっては、そのような「解決」をあてがわれるだけでは、本当の解決にはなりにくい。実際、過去のいじめ自殺事件でも、そのような事例が見られる。子どもにとっての解決には、やはり子どもの自尊心や自己肯定感の回復が必要である。

そこで、オンブズパーソンの役割は、子どものSOSを受けとめて、その子どもの話を傾聴するなかで、どのような状態になれば子どもは安心できるのかを、子どもとともに考え、それを実現していく解決へのプロセスに子どもが参加し意見表明できるように、子どもに寄り添い、子どもを支援していくことである。そうしたプロセスをとおして、子どもは自尊心や自己肯定感を回復し、発達・成長の主体としての自己を回復することができる。それが子どもの真に安心できる状態であり、子どもの救済になるといえるだろう。

もちろん、こうした機能や役割を果たすには、オンブズパーソンには子どもに関する専門性が求められる。そこで、子どもの福祉や教育、心理などの専門家が、「子どもの最善の利益」を実現するために共同して、支援に当たる必要がある。パリ原則は、人権機関には機関構成員の多元性が必要だとしているが、子どもの人権機関たるオンブズパーソンも、この原則に基づいて構成される必要がある。

このようなことから、子どもの人権の問題と大人の人権の問題を、一つの機関で同時に扱うという場合には、かなりの困難も考えられる。ヨーロッパでは、子どもオンブズパーソンのような子どもの人権機関がすでに多く設置されているが、一般の人権にかかる機関が大人の人権と併せて子どもの人権を扱うというものは、ほとんど見られない。子どもの人権機関として独立した地位や立場、権能を持つのが一般的だ。

三田市で人権にかかる機関の設置を検討する際にも、以上のような子どもの人権問題の固有性については、十分な留意が必要だと思える。

(コーディネーター) 川西市と子どもの人権オンブズパーソンとの関係はどうなっているのか。

(講師) 地方自治法の規定により、市長の附属機関として設置されている。地方自治法が定める附属機関は、行政執行の公正化と民主化、そして専門性の導入という三つの目的で設置できるもので、直接の行政執行権は持たないが、市長から課せられた職務に関しては独立性と第三者性が確保される。

つまり、市長から子どもの人権問題に関して委嘱されたオンブズパーソンは、公的第三者機関として、学校等を含む市の機関の現状を調査し、また相談を受け付けるなどして、必要ならば勧告(市の機関の行為の是正等を求めるもの)や意見表明等(市の機関における制度改善等を求めるもの)を市長の機関に対して行うという仕組みだ。こうした機能により、市の機関の行政執行の公正化、民主化、専門性の導入を促す、という関係にある。ちなみに、附属機関として日本で最初の公的オンブズマン(苦情処理オンブズマン)を設置したのは川崎市だが、これに倣いその後、附属機関制度により、多くの自治体で苦情処理オンブズや子どもオンブズが設置されてきている。

(事務局) 川西市子どもの人権オンブズパーソンの権限として、市の機関に対して「是正等の勧告」や「制度改善の意見表明」、市民に対しては「是正等の要望」などができると条例に規定がある。どこまで強制ができるのかということについて制度を創設する時に検討したのか。

(講師) 川崎市も同じだが、行政上の強制力はない。川西市の制度を創設する時に検討したが、子どもの人権問題に関して、とくに子どもオンブズパーソンのような公的第三者機関が、強制力をもって対するのは、必ずしも妥当とは考えない。対話のなかで解決していくことが、子どもの人権問題では重要だ。また強制力が必要な場合は、公的第三者機関からの勧告や意見表明等を受けた行政機関において、必要ならば発動すべきものだろう。公的第三者機関はむしろ、必要な情報を積極的に市民に発信し、その制度運営の透明性を高め、民主的な市民世論の支持によって、市の機関に対する実効性を担保するものだといえる。他方で、県児童相談所は子どもの措置権等の行政上の強制力を持っているのであるから、そうした機関との連携を図りつつ、必要な行政執行はそこに委ねるべきだろうし、それら機関も公的第三者機関との連携により、子ども支援の本来の機能をより高めていくことが可能だといえる。

(事務局) 川西市は、市で子どもの人権オンブズパーソンを設置しているが、国、県との関係はどう考えているのか。

(講師) 子ども個々の相談に応じる個別救済の制度に限っていえば、国や県のレベルで子どもオンブズパーソンを設けることは、日本の人口規模からすれば、実効性の面で困難が伴うとも考えられる。個別救済を目的とする子どもオンブズパーソンは、子どもが生活する身近に存在しなければ、つまり市町村のレベルで設置されなければ、子ども自身が実際に利用することは難しいだろうし、継続的な相談への対応や迅速な対応といった面でも、十分な効果は期待しにくいだろう。

ただし、制度改善の提言やモニタリングを主に行う子どもの人権機関であれば、むしろ県や国といった広い視野から取り組むことも効果的だと考えられる。子どもの生活に最も身近な市町村に個別救済を担当するオンブズパーソン制度を置き、これと国の法務局、県の児童相談所等がネットワークされれば、相互の機能がより引き出されていくとも考えられる。例えば、子どもが法務局や児童相談所に相談しようとするときに、地元のオンブズパーソンが子どもに付き添って、必要な支援に当たるといこともできるだろう。

(事務局) これまでの分科会の議論であったが、人権全般についてのオンブズパーソンを設置するとすれば、問題点はあるか。

(講師) 人権全般では、対象が相当に広く、それぞれ問題ごとに特性があるので、単一のオンブズパーソンだけで、人権全般のすべての相談や調査に対応するのは難しいだろうとも思える。現実的には、むしろ行政側の施策の課題に応じた形で設置する必要があるとも考えられる。行政がいかに関心を持ってオンブズパーソンの提言を生かしていくかが重要であり、行政は市民ニーズを受けとめ、この分野なら提言を反映できる、つまり公的第三者が必要だということから、設置することが考えられる。

2002年の国連子ども特別総会では、「子どもにふさわしい世界はすべての人にふさわしい世界」という宣言が採択され、またユニセフも現在、「子どもにやさしいまちづくり」を世界各国に提起している。こうした国際的な流れからすれば、まちづくりにおいて子どもの問題はきわめて重要だ。子どもにやさしいまちは、女性、高齢者等すべてにやさしいまち、という理念に基づけば、子どもの人権問題への取り組みをとおして、高齢者の問題、女性の問題など他の人権問題も見えてくるという位置づけが可能だと思う。

一方で、裁判によらないと決着がつかないといった人権問題も、ことに大人のレベルの問題ではあるわけで、司法制度へのアプローチを助けるような機関が別にあってもいいとは思える。子どもオンブズパーソンはすでに述べたことから、どちらかといえば非司法的な機関であり、他方で司法的な解決を補助する機能を持つ相談窓口を、弁護士の協力をえて設置することも考えられるだろう。

(委員) 川西市子どものオンブズパーソン制度は、設置初年度から多くの相談件数があり、成果をあげているが、市民にどのような啓発を行っているのか。

(講師) 条例の中にも広報について規定がある。「子どもから顔が見えるオンブズパーソン」というのがコンセプトの一つだが、子どもに配布するリーフレットや電話カードには、オンブズパーソンや相談員の顔写真も掲載されており、子どもが電話をすればどんな人が相談にのってくれるのか、前もって子どもにもわかるようになっている。また、オンブズパーソンの機能・役割としても、相談や調査による個別救済、制度改善の提言のほかに、子どもの人権に関する啓発活動や教育的活動、宣伝活動が、予防的な活動として位置づけられている。これに基づきオンブズパーソンは、PTA や校区

等での学習会や教職員の研修会にも参加する。また学校園や保育所を訪問して子どもたちと交流したりもする。こうしたなかで、川西市の子どものことが分かっているオンブズパーソンのお話を聞けるというのは、親や教職員にとっても意味は大きい。もちろん子どもたちにとっても、いざというときには相談できるという安心感がもたらされる。それをきっかけに相談に行くということもある。

ちなみに国連の子どもの権利委員会は、子どもオンブズパーソンの機能・役割を、①子どもの個別救済、②子どもの権利状況のモニタリング、③子どもに関する制度等の改善提言、④子どもの人権に関する教育・宣伝活動、の四つを挙げている。

(委員) 子どもの問題は、女性問題、高齢者問題など他の人権問題とは違う側面があるということが分かった。

(委員) 大人社会の問題は相談の最初で対象かどうか判断しなければいけないが、それに対して子どもの場合は、聞き続けないと相談内容が分からないという大きな差があり、同列には考えられない。子どものいじめ等の問題は大人の問題の反映である。子どもの世界をみれば大人の世界が見えると思う。

(委員) 子どもの人権はみんなが理解できる。子どもの問題を通じて、DV、近隣などすべての問題が見えてくる。子どものオンブズパーソンは必要である気がした。

(コーディネーター) 人権全般を対象としたオンブズパーソン制度の設置は難しいことが分かった。高齢者、女性、子ども、地域のことなどそれぞれ分野ごとにつくることが理想であろうが、現実問題としては優先順序をつけなければならない。どの行政施策に重点をおいたオンブズパーソン制度が必要なのか、ということのしぼりこみが必要だと感じた。今後の分科会でそれを検討していきたい。

(7) 第7回分科会 開催日時：平成19年1月19日(金)14:00~16:20 開催場所：まちづくり協働センター会議室3

●前回分科会までの会議録の確認について

前回分科会までの会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

●人権相談体制等について

(コーディネーター) 人権相談体制について、資料(委員が作成した原案をもとに事務局がまとめたもの)をもとにして検討していきたい。

三田市の人権相談体制の現状については、市民の立場からすると、いくつか課題があるということで、資料では次の5項目を列挙している。(1)人権問題は、同和問題、子ども、高齢者、近隣の問題など幅広い分野にわたって、人権相談の対象が分かりにくい。(2)相談窓口が多く、市民はどこに相談したら良いのか分からない。(3)時間が限定していて利用しづらい。(4)相談したらどこまで対応してくれるのか分からない。(5)問題解決には複数の部署の連携が必要となることが多々ある。(1)の人権相談の対象が分かりにくいというのは、もう少し説明があるのではないかと。

(委員) 市民が人権相談に行くべき内容だと思っても、実際は、他の相談窓口の方が良い内容である場合がある。また、その逆に、人権相談以外の相談窓口に行くべき内容だと思っても、実際は、人権相談が適切な内容の場合もある。市民にすると、1つの事象について相談したいと思っても、その事象は、複雑に複数の要因がからんでいるという場合がある。その場合、1つの相談窓口だけで解決できない場合もある。相談を適切にそれぞれ担当の相談窓口で割り振ることができる場所が必要であるとする。

(コーディネーター) 資料の人権相談体制の課題の(1)と(2)は関連している。市民の立場からするとどこに相談したら良いのか分からないということがあるし、それから相談したい内容が人権問題だと相談者自身が自覚していない場合もある。また、相談の中身が人権問題であって、いろいろな問題が重なりあっている場合もある。

(委員) 児童虐待とDVの問題が重なっている場合など、どちらかの相談窓口だけでは問題解決できない。DVは、女性センターであり、児童虐待は、家庭児童相談室である。

(コーディネーター) まずはどんな相談でも受け付けるという窓口が必要である。問題が複合している場合など現状は連携されていないので対応が難しい。

(委員) なんでも相談のようなイメージで、直接相談にのってくれるわけではないが、どこが担当相談窓口かということを知ってもらう窓口が必要である。最初は1つの相談窓口で、そこでそれぞれ担当相談窓口で割り振るといったシステムが良いのではないかと。

(コーディネーター) 人権相談体制の課題についてまとめた。資料の人権相談体制の課題の(1)については、課題としての表現とするため少し文章を修正して、「人権問題は、同和問題、子ども、高齢者、近隣の問題など幅広い分野にかかわっているにもかかわらず、問題を適切に扱う相談窓口、相談機関が用意されているとは限らない」ということにしてはどうか。

次に(2)については、資料のとおりで良いと思う。相談窓口が多くてどこに行ったらよいか分からないというのは改善が必要である。現在の相談窓口の表示がどんな相談を対象としているのかが分かりにくい。相談窓口の表示をもう少し分かりやすくしたらどうか。(3)についても、資料のとおりで良いと思う。平日の昼間とか、月1回とかではなかなか緊急対応が難しい。電話相談の受付時間を、例えば9時から20時にすれば、直接行くのは難しいが、電話だったらかけられるという市民もでてくる。

それから、(4)についても資料のとおりで良いと思う。(5)については、課題としての表現とすれば、「問題解決には複数の部署の連携が必要となることが多々あるが、連携が実際にはとれていない」ということになる。次にあるべき人権相談体制の検討を行いたい。

(委員) 市民としては、行政の相談窓口がどこまで対応してくれるのかということについて大変不安をもっている。ひょっとして相談に行ったことが逆に問題を引き起こさないか、どこまで自分の情報が伝

わかっていってしまうのかなど考えてしまう。そういう不安が大きい中で、資料に書いてあるように、身近な相談体制、声をあげられない人が声をあげやすい相談体制というものが、相談窓口がいくつもあるより必要である。せっぱつまったらどこでも相談に行くが、その前にどう声をあげてもらおうかというのが重要である。

- (委員) 勇気をふるって面談による相談の予約を電話したとしても、実際に相談窓口まで行くというのはもっと難しい。
- (コーディネーター) 身近な問題も相談の対象としますというような窓口が本当にあったら、話を聞いてもらえるだけでも相談者にとって大きいと思う。
- (委員) 三田市で、ホットラインのような電話だけを想定した人権相談というはないのか。
- (事務局) 電話だけのものはない。
- (コーディネーター) 手紙で相談したいという人もいるし、電話、インターネットなどで相談したいと思う人もいる。いろいろな手段があるのが望ましい。
- (委員) 相談の電話というのは、時間が長くなるので、電話の通話時間と電話機の台数の関係を考慮しておくことが必要だと思う。
- (委員) 電話が一番相談しやすいと思う。
- (コーディネーター) お互い匿名なので、本音で話し合えるということもある。資料にもあるが、24時間体制は難しいにしても、どんなことでも自由気軽に電話相談できるような体制があれば良いと思う。
- (委員) 常時受付可能な電話というのが良い。
- (委員) 24時間だけでなくもよいので、8時までとか10時までとか夜間にも可能にしてほしい。
- (委員) 電話相談を受ける相談員は、カウンセリングの研修が必要である。
- (コーディネーター) 資料の相談員の項目に関わってくると思いますが、気軽に話しやすいパーソナリティーをもっていることも大切だが、ケースワークなど専門的な知識をもっている人、臨床心理士の人、これまで相談を受けた経験がある人など、必要な人材とか能力を具体的にしておいた方が良い。これはオンブズパーソン制度とつながると思うが、川西市子どものオンブズパーソン制度はそうであるが、相談員、調査員のほか、事務処理を行う行政職員が事務局としているという体制が必要である。
- (事務局) 調査員というものがあつたら、これは相談体制というより、オンブズパーソン制度になってくる。相談体制の場合、相談窓口が、内容により関係部署につないだり、オンブズパーソンにつないだりそんなイメージだと思う。
- (委員) 調査権については、限界があり、警察の捜査権とは違う。
- (委員) 条例により規定できる限界というものがあると思う。法律と矛盾しないものしかできない。それがどこまでできるか調べる必要がある。
- (コーディネーター) 他の地方自治体での前例があり、川西市などで条例がつくられている。それと同じ範囲の内容までは三田市でも条例をつくることのできる。川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の場合であれば、市の行政機関に対する調査権限があるが、市行政機関以外の県の行政機関等には調査権限はない。
- (事務局) 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の場合は、一般市民に対しては調査に対する協力依頼ができて強制はできない。
- (委員) 指導はできて強制ができないというのが限界かもしれないが、ただし、これから議論をしていくうえで、どこが限界か知っておく必要がある。
- (コーディネーター) 強制させない方が良いという考えもある。白黒をつけないのがオンブズパーソン制度ではないか。代弁者として解決の調整ができるかということが重要である。
- (委員) 人権擁護委員ができる調査と、条例の規定による調査と範囲が同じではないと思うので、その辺をきっちりと調べる必要がある。
- (委員) 他市と同じオンブズパーソン制度を創設するのではなく、法律は変わっていくので、それをふまえた先進的な取り組みができないのか。他の団体と連携を考えたり、三田市独自の取り組みを考えてはどうか。
- (事務局) 法的な部分については、導入することが決まった後、専門家に本当にどこまで可能なか検討してもらう必要がある。今は、どのようなオンブズパーソンが必要なかを検討する必要があるのではないか。川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の場合は、対象が子どもであることもあり、強制でなく対話により解決するような制度である。三田市のオンブズパーソンをどのような性格にするのかという議論が必要になってくるのではないかと思う。
- (コーディネーター) 相談して聞いてもらうだけではなく、原因を調べてくれるとか、相手側の事情を聞いてくれるとか、そういう働きをしてくれる相談機関があつたら良いと思う。
- (委員) 相談員がいて調査員がいるという、これまでの行政の相談窓口とは違うという特徴が必要ではないか。
- (コーディネーター) これまでの相談は、相談に行つてアドバイスをしてくれるだけであつたので、調査、調整まで行うということは重要である。相談したことについて相手と折衝し、話し合う場をつくるとか、そこまでは相談機関がやるのが望ましい。相談を受けた側が解決をしてあげるのではなく、あくまでも、相談に来た人が解決をする。それをサポートするとか、一緒に動いてあげるとかそういうイメージである。
- (事務局) 相談体制といえば、相談窓口、相談員の問題であり、調査、調整はオンブズパーソン制度ではないか。
- (委員) 女性問題、子どもの問題など相談から救済までのシステムができていくものがある。それらも含め

て全部一緒の制度で行うのは不可能ではないか。全部の人権を対象とするならば、1つの組織として設置することは不可能ではないかと思う。

(委員) 既存の組織、システムと連携が必要である。

(コーディネーター) 同和問題など差別を受けたという時、直接相手の人とじっくり話しをして、相手が話を聞くことによって差別していたことに気が付くというように、話しをすることが啓発につながっていくというのが望ましい。

(委員) 子どもや女性に関しては法律が整備されているが、法律が整備されていない例えば外国人、同和問題を対象とした救済体制が必要である。

(コーディネーター) 安心して相談でき、その相談内容に対し調査もしますという体制ができれば大きな前進である。事務局が今日の会議録を作成し、それを参考に私が平成18年度実績報告書をまとめる。各委員に事前にそれを見てもらったうえで、3月15日の次回分科会の中で補足、修正していただきたい。次回は、今日に引き続き人権相談体制、オンブズパーソン制度について検討したい。

(8) 第8回分科会 開催日時：平成19年3月15日(木)14:00~16:30 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

●前回分科会までの会議録の確認について

前回分科会までの会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

●平成18年度実績報告書の内容について

(コーディネーター) 12月に開催された「人権を考える市民のつどい」において、委員がB分科会でこれまで議論してきた人権相談体制等について報告した内容で、分科会の方向が見えてきたと思う。今回平成18年度実績報告書ということでこれまでの議論をふまえてまとめさせていただいた。これまでの議事録をもとに、この分科会でどういうことが議論されてきたかということを最後にまとめている。報告書の25ページ以降を見ていただきたい。これは以前に委員がまとめたものをベースにして若干付け加えさせていただいた。

————— 実績報告書25ページから27ページ朗読 —————

その他明記すべきことなど意見をいただければ修正しようと思う。特に異議等がないようなので、また後日でも意見があれば連絡いただきたい。

●人権相談体制等について

(コーディネーター) 三田市でDVに関する相談の対応はどうなっているか。

(委員) 市民活動支援課(男女共同参画担当)に相談員がいるので、相談を受けている。被害者を支援するNPOもあると思う。裁判所へ行くのに付き添うようなグループが立ち上がりかけているというような話を聞いたことがある。

(コーディネーター) 相談窓口とNPOにつながりがあり、相談を受けて緊急避難が必要だという人には、連携をとって保護までできるということが必要である。

(委員) DV、児童虐待、高齢者虐待に関しては即座に措置が必要で、相談体制と担当機関とが緊密に連携する必要がある。

(委員) 平成18年度実績報告書の今後の課題の1番目に、相談・救済機関の対象をどうしぼるのかということが記載されている。対象により、今後の議論が変わってくる。一番重要なのは、対象をどうするかということである。

(事務局) 外国人、障害のある人等人権課題ごとにどのような相談窓口があり、どのような救済体制があるのか、調べて資料を提出したい。個別の法律があり救済のためのネットワークがあるような分野については、同じようなものをつくる必要はない。その分野の相談があれば、その窓口につながれば良い。そのような救済体制が整備されていない分野もあると思う

(コーディネーター) 相談体制では、対象をしぼり特定の問題しか受け付けないというのではなく、すべての人権問題を対象とする。しかし、オンブズパーソン制度により調査、調整までできる人権問題は分野をしぼることが現実的ではないかと思う。それ以外の問題については、関係機関につないでいくということが具体的な方向だと思う。相談を受けたら全部救済まで行うことは、かなりの人的な配置が必要となり難しい。

その一つの中心は子どもだと思う。オンブズパーソンの役割は代弁者の働きが大きい。加害者である人権侵害を行っている当事者に、つらい思いをしているという当事者から直接やめさせることができない場合、後ろ盾になって問題の解決をしていくサポートをする。それから、問題を抱えている当事者が力をつけて問題解決をするように支援することができるのがオンブズパーソン制度であると思う。

(委員) オンブズパーソン制度と相談体制というのは違う。相談体制というものは構築する必要がある。それに加えてオンブズパーソン制度をつくるかどうかが問題である。また、もしオンブズパーソン制度をつくるならば、オンブズパーソン制度の対象を人権一般にするか子どもに限定するかが問題となる。

(コーディネーター) オンブズパーソン制度は、本当は各分野ごとにそれぞれ設置するというのが理想である。

(委員) 鳥取県人権救済条例は、対象を人権一般にして問題が多かった。人権全般に広げてオンブズパーソン制度というのは難しいと思う。

(コーディネーター) 一つの自治体でどこまでできるかという問題がある。

(委員) 国法務省の設置する人権擁護委員とは別に、地方自治体に相談体制をつくり別々に動くとなると、効率が悪い。別の組織として設置するのは無駄であり、優秀な相談員を集めてくるということも難しい。法務省の人権相談システムと協力関係の高い組織ができないかと思う。

- (コーディネーター) 人権擁護委員に相談体制の中に入れてもらうことが必要ではないか。
- (委員) そういうことをすべきだと思う。
- (コーディネーター) 相談窓口に、人権擁護委員がいる日があるなど連携することは可能だと思う。人権相談体制の中で、人権擁護委員との連携・協力は重要である。市でオンブズパーソンを設置して、公立の小学校等へ調査権を行使できる権限を条例で認められることが重要である。
- (委員) そういう役割をもったものとしてオンブズパーソン制度を考えていくことは重要である。私は、子どもと高齢者を対象にすべきだと思う。
- (委員) 対象をしぼったらどうか。人権全般だと大きすぎる。
- (コーディネーター) 高齢者については法律も整備され、救済体制が構築されようとしているので、まず子どもにしぼってはどうか。当然子どもといっても親、教師などとの関係もある。子どもから直接相談を受けて、子どもの人権侵害にかかる大人と調整することができるので、範囲は子ども以外にも広がる。
- (事務局) 外国人、障害のある人、同和問題等人権課題についての相談・救済体制についても検討する必要がある。
- (コーディネーター) これまでそれらの人権課題については議論になっていなかったもので、相談・救済についての資料があれば提出していただきたい。必ずしも十分でない体制があると思う。
- (委員) 十分ではないかもしれないが、相談窓口はあると思う。三田市の広報紙に相談窓口が全部書いてあるので、その中にあると思う。相談があれば、その相談窓口へつなぐということにして、高齢者、子どもなど中心課題を決めないと範囲が大きすぎる。
- (コーディネーター) 子どもを中心としたオンブズパーソン制度をつくるということを明確にしてはどうか。子どもを中心にするということになれば親もサポートすることになる。被害者だけを救済するというのではなく、加害者もどう立ち直らせるかということも課題である。
- (事務局) 次回分科会までに各人権課題ごとにどのような相談・救済体制があるのか報告させていただく。そこから救済体制の対象をどうするのかということを決めていただけたらと思う。
- (コーディネーター) まず、子どもを中心としたオンブズパーソン制度をつくりその後実績をあげてくると、子どもだけでなく、障害のある人、外国人を対象にしたものも必要だということで対象を広げていくことを期待したい。オンブズパーソン制度をつくるということを条例で制度化することが必要である。子どもを対象にした電話相談があるというのは大きい。
- (委員) 電話で相談できて、悩みを打ち明けられれば大分違う。気分が良くなる。
- (委員) まず、状況を誰かに話し聞いてもらえたら、他の人に相談しても良いということが分かる。誰かに相談するきっかけは、電話がしやすいと思う。
- (委員) 親も子どもと一緒に成長していくので、そういう窓口があれば親も勉強になると思う。
- (コーディネーター) 子どもを中心としたオンブズパーソン制度を検討していくということを分科会の方向としたい。次回以降の分科会では、人権相談体制等についてさらに具体的な内容について検討していきたい。

(9) 第9回分科会 開催日時：平成19年4月26日(木)19:30~21:10 開催場所：まちづくり協働センター会議室4

- (コーディネーター) いろいろな分野の人権侵害があるが、市レベルでできることには限界がある。その限界のなかで、どこまでできるか検討していく必要がある。平成18年度A分科会活動報告書の中でできたドイツのニュルンベルグ市で行われている人権円卓会議というのは興味深い取り組みであると思う。いろいろなところで応用できるのではないか。それは、人権侵害をした人を罰するというのではなくて、どうすれば問題解決できるかということを話し合うために、関係者みんなに集まってもらって、意見を出し合って、一番いい解決策を見つけ出していく。このように人権相談・救済にも利用できるし、新しい人権教育プログラムを作っていく時にもアイデアを出し合ってまとめていくというのにも使えると思う。
- 今までの方向とは別の方向が見えてきたと思う。オンブズパーソン制度か人権円卓会議のどちらをとるのかということではなく、いくつかの選択肢があっても良いと思う。例えば、子どもの相談・救済において、オンブズパーソンが調査をして一緒に解決策を考えていくというのも一つの方法だし、関係者に集まってもらって子どもも含めて議論するというのも一つだと思う。子どもの問題が少しでも解決できるようにオンブズパーソン制度だけではなく、別の方法があっても良いと思う。
- (委員) 子どものいじめの問題で相談を受けた場合、双方の事情を聞いて、双方にこうなさいと解決策を提示しても、それで終わらない。いじめられた子といじめた子が話し合うことが必要である。なぜこういうことになったかなど話し合うことができるようになって初めてその子は救われると思う。
- 相談者、相手方、仲介者が話し合うことができたなら、本当の救済につながるかもしれない。直接話し合うということで、問題を解決する可能性があると思う。円卓会議は本質をついていると思う。
- (コーディネーター) いじめた子どもといじめられた子どもが同じテーブルで話し合うというのは、よけいじめられた子どもが傷つく場合もある。まず、別々にいじめられた子どもの話を聞き、その後、いじめた子どもの話も聞くべきである。まず、いじめられた子どもにどうしたいか、親、先生にどうしてほしいかということを開かなければならない。
- (委員) 人権円卓会議は、前提としてそういうことが必要である。双方の話が別々に聞いたうえで、一緒にテーブルについて話をする。円卓会議はいきなり円卓会議ではなく、相談業務の過程をへて後に行われる。相談を受けたら、相手側に働きかけて状況を聞かせてもらい、相談者が困っていることを相手側に伝える。円卓会議は、その後の話である。
- (コーディネーター) 子どもの問題で、川西市のオンブズパーソン制度では、調査は、小学校など市関係機関に限られている。三田市でできるのもその範囲だと思う。子どもの相談・救済でも、想定できるのは学校内

でのめごと、いじめ、差別発言が中心になってくると思う。市レベルでできるのは、強制力には限界があるが、相談者にとって、自分のために動いてくれたということが大きいことであると思う。

(委員) 人権問題において、救済とはどういうものなのであろうか。差別発言があった場合、差別発言を行ったものが過ちを認め謝ってくれるということが第1である。そういう発言ができた状況を改善するための再発防止策をとることが第2である。そういうことがあって差別発言を受けた人の気持ちがおさまる。しかし、相手が、差別発言をしたことを認めない、事情聴取を拒否する場合、救済しようとする、告訴するほかない。告訴には、本当にその発言が行われ、発言が差別的であるということを証明することが必要になってくる。市がもつ相談体制の中で、市が告訴するということが可能であるか。

(コーディネーター) 告訴するかどうかは、市ではなく、当事者の自由である。

(委員) 人権侵害があったかどうかということを証明できれば、救済できるかもしれない。それができなければ、裁判に頼るしかない。

(コーディネーター) A分科会の人権教育プログラムと関係してくる。どうすれば市民に人権感覚を身につけてもらえるかということと関わってくる。

(委員) 特別に道徳教育というのではない方法で身につければ良いと思う。マンガやゲームで分かりやすく学べるようにできれば良い。

(委員) おかしいことはおかしい、いやなことはいやだということが社会を変えていくと思う。A分科会の人権教育プログラムも含めた人権センター機能の整備も大切だと思うが、人権侵害に対する抑止力も必要だと思う。タバコのポイ捨ても10年前はあたりまえであったが、条例で罰金を課す自治体も多くなった。国の法律があれば良いと思うが、ないから私たちは何かしようとしている。二次被害、三次被害の心配もあるが、次の被害者をださないという意味で抑止力となる第一歩をふみだしたい。

(コーディネーター) 訴えた被害者、すなわち子どもを孤立させないということが重要である。問題解決はまだだが一人ではない、周りが支えている、一緒に考えるという姿勢が重要である。

(委員) 相談に来たときに、相談者は心の中では、苦しんでいる。子どもの場合はいじめられて、意気消沈して、自分の自尊意識を傷つけられ、自信をなくしている状態である。それが救うべき状態である。それが何とかできないと救ったということにならないし、その後、いじめられることがなくなると救ったということにはならない。

(コーディネーター) 明らかに人権侵害をした人について、何らかの形でペナルティを課す方法はないかということも検討が必要である。しかし、訴えてきた人がすべて正しいというふうにはいかないところが難しいところである。

(委員) 人権侵害は、受け手の感じ方により違うこともある。

(コーディネーター) いろいろ限界があるにしても、一步ふみだすことが必要である。

(委員) できるところからやっていくという姿勢が必要である。国では罰則はないが、三田市では課しますということが必要である。

(コーディネーター) 子どもに人権侵害があったら相談しなさいといっても何が人権侵害かわからない。とにかく、友だち、学校からいやなことをされたら我慢しなくてもいいよということが重要である。相談できる場所があり、問題解決について一緒に考えるところからスタートだと思う。

(委員) いじめの問題でも子どもをぬきにして、学校と親で解決するということが一番いけない。人権侵害を受けた人の気持ちを一番大切にしないといけない。

(コーディネーター) オンブズパーソン制度の関わり方として、子どもの問題を子どもに代わって解決しようとするわけではない。子どもが自分の問題を解決できるようにサポートすることであり、子どもの問題を大人がとってしまうことはいけない。しばしば子どもの相談はそうなることがある。

(委員) 啓発・教育により、なぜいじめがだめなのかということがわかるようにすることが重要である。成長の過程で人間はどうあるべきかということを学んでいくのが子どもの成長だと思う。

(委員) 啓発・教育とは別に、起こった人権侵害に対する対応が必要である。

(委員) どんな人権侵害があった時にも救済するという抑止力が必要である。

(事務局) 子どもの問題以外の部落問題等の人権救済はどうするかという課題もある。

(コーディネーター) 子どもを対象を限定するというのも一つであるし、また、もう一つの考えで、子どもに限らずすべての問題を対象とするという考えがある。しかし、人権全般を対象とした窓口等相談・救済体制をつくるのが本当に可能なのか。

(委員) それができないので、対象をしぼるということになった。オンブズパーソンという名前に私はこだわりがあり、名前も人権侵害に対する抑止力になる。最初から全部対象にするとすれば、本当に機能するのか。少しずつ対象を広げてはどうか。

(コーディネーター) 対象を広げてもできる方法を構築するというのも一つである。最初から相談員、調査員を特定していると対応できないので、問題に応じて調査員、相談員をお願いするとなれば可能となるのではないか。

(委員) 人権相談は、相談者の気持ちの整理を助けるというのも大きな仕事だ。

(コーディネーター) すぐに問題解決までいなくても、つらい思いをわかってあげられ、一緒に解決を考えてもらえるような人、場所があれば良いと思う。人権オンブズパーソンについては、次回も引き続き検討していきたい。5月、必要に応じて6月に分科会をして、B分科会の提言の骨子をまとめる方向とした。

●第6回三田市人権のまちづくり推進委員会及び分科会会議録の確認について

第6回三田市人権のまちづくり推進委員会及び分科会会議録（事務局作成案）は、異議なく了承された。

●人権オンブズパーソン制度等について

(コーディネーター) C分科会の会議録で、B分科会で子どもの問題に焦点をあてているのはなぜかという意見がでていたので、何らかの形で説明しないといけないと思う。子どもの権利がどうしても後まわしになっているという現状がある。大人の場合は法律相談などいろいろな相談機関があるのに、子どもたちが何か相談しようとしても、なかなか気軽に相談できる場所がない。子どもの人権を尊重し、子どもが気軽に相談できる場所を考えてはどうかということから、まず子どもを対象としたオンブズパーソン制度について考えていこうということであったと思う。ただし、人権オンブズパーソンとは別に、人権について何でも相談できる窓口は必要であると思う。

(委員) 人権センター機能のようなイメージである。

(コーディネーター) いつでも誰でも気軽に相談できる場所が必要である。

窓口は広くして、どんな人権でも受け付ける体制をつくる。その中で子どもも気軽に相談できるような窓口をつくって、いじめや教師からいやがらせを受けた時には調査、救済できるような体制ができれば良い。優先順位、緊急性、市の体制等をふまえて、人権オンブズパーソン制度の対象をどうするかということこそそろそろ決めていく必要がある。どんな人権問題でも調査するというのではなく、人権相談があったら、市役所の内部で連携し対応できる問題もあるだろうし、直接市役所の職員と市民がじっくり話をする場をもつというのも一つの方法だと思う。また、この前にも話がでていた人権円卓会議をもつという方法も可能である。少なくとも最初から、人権オンブズパーソン制度だけにする必要はない。A分科会で人権センター機能の整備という話がでていた。人権センターの機能として、人権啓発、人権教育プログラムの開発というものもあるが、相談も中心となるものである。相談できる体制があるということは重要である。相談を受けて、どの範囲で、どこまで救済できるかという問題はある。子どもの問題に関していえば、学校に調査協力を求めることができるということは大きい。人権オンブズパーソン制度で子どもの学校に関わる問題に関しては救済的などころまでふみこめると思う。

(委員) 相談体制とオンブズパーソン制度というのは性格が違う。オンブズパーソン制度は公的第三者機関であるということが特徴である。第三者的な立場から調査、調整を行うことを主目的とした制度である。相談の場合、話を聞くという役割が大きい。オンブズパーソン制度があるかないかでは大きな違いがでてくる。鳥取県の事例からも、人権全般を対象としたオンブズパーソン制度を人権センターの中に整備することは不可能だと思う。人権センターから独立しオンブズパーソン制度をつくらないといけないと思う。

(コーディネーター) すべての人権を扱う人権オンブズパーソン制度をつくるとなると、人権侵害を受けたという時に、どこまで調査できるかという問題がある。民間人どうしであれば、調査することができない部分が大きいので限界がある。

人権相談だからといって、話だけ聞いて終わりでは市民は失望してしまうので、人権円卓会議のように、解決に近づくよう関係者みんなに集まってもらいじっくり話しをしてもらう場をつくるのが重要である。それが民間人どうしではなかなかできない。人権円卓会議をコーディネートする、進行するというのは専門的知識、トレーニングが必要である。そういう人をボランティアでなく専門に配置してもらうということが必要である。

(委員) 人権円卓会議を開くことを人権相談体制の役割に明記することが必要である。被害者、加害者、必要に応じて専門家にもきてもらうようにすれば良いと思う。

(コーディネーター) 強制できるかは別として、活用してくださいというような情報提供ができる。

(委員) 相談した人が必要と思えば、そういう方法もとれる。

(コーディネーター) コーディネーターの力量も問われる。オーストラリアの人権円卓会議のビデオを見たことがあるが、コーディネーターが個別に説得し、関係者に集まってもらう。人権円卓会議を進行するのは別の人が行う。その時に会議ばかりをしているとストレスがたまるので、リラックスさせるために例えばお茶を飲みながら、お菓子を食べながら進めていく。人権円卓会議の大きなねらいは、だれもが生活しやすいようなまちづくりをしていこうということである。まちづくりの一環として、思っていることを伝えるという形で会議に参加してもらう。

人権相談では、誰が加害者か分からない場合でも話を聞いてくれ、再発の対策を一緒に考えてくれるということは大きいと思う。また、加害者が分かる場合も、加害者が一方的に責められるばかりではなく、なぜそういうことをしたのか、どうすればそういうことをしなくてすむのかということと一緒に考えるような体制が人権相談でできれば良い。これまでの相談よりもう一步ふみこんだところまで対応ができるような手立てが用意できれば良い。

(委員) 児童虐待、DVなど個別の法律ができて問題が明確になり、訴えやすくなりすごく変わった。法律化されていない部分を何とかするというのは相談機関を考える場合でも大切である。

(コーディネーター) 実効性がある条例があれば良いと思う。歩きたばこ禁止条例のような条例が、人権侵害に関しても必要かと思う。

(委員) 人権侵害を受けたことは覚えているが、自分が侵害した意識がない場合も多い。大多数は、人権侵害をした意識がない中で、その人から事情聴取等を行うことは難しい。

(委員) 近隣の問題はそういう場合が多いと思う。

(委員) 相談があった場合、相手方を特定できるかどうか難しい。相手方が近所であれば、相談をしたことが知れわたることについて相談者の心配がある。

- (委員) 人権円卓会議の難しさはそこにある。
- (コーディネーター) 子どものいじめが問題になるが、今のいじめはいじめられた子といじめた子が1対1ではない。いじめられている子は1人で、いじている子はクラス全部というような構図もある。
- (委員) 人権相談は救済が必要である。救済の時に強制力を持って解決するというのも一つの方法である。もう一つが、話し合いである。話し合いは納得が必要であり、全員が善意であることが前提として必要である。そこに悪意が入ってきたら、話し合いはできない。子どもどうしのいじめの問題は、話し合いをしようとするれば親どうしがいがみあうこともある。そこに集まってくる両者を善意を前提とした解決まで持っていけるか、説得力のある考え方をもって望まないといけない。
- (コーディネーター) いじめる子も、いじめないと自分がいじめられるという危機感からいじめに加わる。
- (委員) そういう問題での人権円卓会議は、専門性も高くないといけないし、考え方としても、善意を前提とした考えで望める体制をつくらないといけない。
- (コーディネーター) 被害者と加害者とが対決しては問題は解決しない。被害者と加害者ではなく、どうしたらクラスからいじめがなくなるかということを考えないといけない。その子にいじめないで頼んでも、別の子がいじめざるをえない状況になる。クラスからいじめをなくし、どうすれば安心してみんなが学校生活を送れるようになるかという観点で話をしないといけない。
- 対立で会議が終われば、みんなが傷つく結果になる。会議を進行する人の力量が問われる。その会議で何をめざすのかが問題である。
- 様々な子どもの問題がある中で、どこまで人権オンブズパーソン制度で関与できるのかという限界はあるが、子どもたちが気軽に話しをできる、これまで学校に行きづらかった子が学校に行けるようになる、クラスが明るいクラスに変わっていくとか、1つでも、2つでも解決できるのであればオンブズパーソン制度を立ち上げるという方向でいければ良いと思う。市民からの相談に対して、すぐに相談に来た人が納得して終わるようなこともあるだろうし、地域の問題として関係者に集まってもらって人権円卓会議を開いた方が良い場合もあるだろうし、人権オンブズパーソンに話を聞いてもらって、調査をして、両方の話を聞いて調整するようなこともあるだろうし、入口は広くして中でのいろいろな選択肢を用意しておくような相談・救済体制をつくりたい。
- (コーディネーター) 教育委員会で把握している三田市内の学校での子どもの人権に関する資料があれば提出してほしい。
- (事務局) 他課と調整し提出させていただきたい。
- (コーディネーター) 人権オンブズパーソン制度の必要性を考えるうえでの資料となると思う。オンブズパーソン制度についてはまだまだ市民に周知されていない。
- (委員) 行政に対する市民オンブズマンのイメージが強い。私はその意味で、「人権オンブズパーソン」という言葉にこだわっても良い。
- (コーディネーター) 最終提言書の中で市民に十分に説明して、人権オンブズパーソンの必要性を理解してもらうということを記載した方が良い。最終提言書にむけて内容を詰めていく必要がある。人権オンブズパーソン制度についてのたたき台を私がつくって次回提示し、委員から、それに対する修正、新たな提案をいただく形で最終提言書をまとめていきたい。

(11) 第11回分科会 開催日時：平成19年6月28日(木)19:50~21:30 開催場所：まちづくり協働センター 議室5

- 三田市人権のまちづくり推進委員会第10回B分科会会議録の確認について

三田市人権のまちづくり推進委員会第10回B分科会会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。
- 市内小中学校の状況について(報告と意見交換)

(コーディネーター) 子どもの人権オンブズパーソン制度を考える上で、現在の市内の子どもたちの状況はどうなっているか知る必要がある。事務局より報告を受けて、意見交換したい。

(事務局) 小中学生の状況について報告

 - ・小学校不登校児童については、平成18年度大きく減少したが、中学校の不登校生徒については、横ばい傾向にある。
 - ・小学校児童の問題行動件数については、刑法犯行為、虞犯、不良行為共に減少傾向にある。
 - ・いじめについては、件数、関与した人数共に増加しているが、昨年来のいじめ・自殺報道等により小さな行為でも早期発見・早期対応し、報告を上げるようにしている結果と考えている。なお、現在、小中学校において、解決できずに長期化しているいじめの報告は受けていない。
 - ・18年度の中学校問題行動件数が、17年度に比べて約25%増加しているのは、どんな問題行動(例：自転車の二人のり等)も細かく報告するように学校に指導している結果である。単に数字だけを阪神各市町と比較しても、実態が違う。
 - ・中学校生徒の問題行動件数については、初発型非行である「窃盗・万引き」の件数が横ばい状態である。
 - ・近年、中学校を中心にインターネット上の掲示板やブログの書込みや携帯メールによる誹謗・中傷といった行為に対する指導が増えている。各校では人権教育と情報モラル教育の充実を図るよう取り組んでいる。

(委員) このような子どもたちの状況の裏には大人の問題や家庭環境が隠れていることがほとんどである。高等学校での中途退学の状況も今、深刻な状況にある。

(コーディネーター) 小学校、中学校で基礎学力が定着してなく、高校でドロップアウトする子どもが増えている。その子ども達の多くは、大検を受けるという状況でもなく、高校中退ということで働くことさえ困難であり、ニートになる子どもも多い。最近では、大学生でも基礎学力がついていない学生が多い。

- (委員) 高校に入ると、読み書き計算といういわゆる学校の成績によって判断される。多様な価値観・生き方を認め合うような社会でないから、そこからドロップアウトしていく子どもが出てくるのではないか。
- (委員) 人間はいろいろなことに挫折したり、失敗しながら成長していく。そのときに何回もやり直しのきく社会のしくみが必要であると思う。1回くらいの失敗で人生が駄目になったりはしないはず。
- (コーディネーター) 今、事務局から報告のあった子どもたちの現状も踏まえ、人権オンブズパーソン制度について考えていきたいと思う。
- 人権オンブズパーソン制度について・・・提言案から
- (コーディネーター) このB分科会の提言書作成に向けて、これまでの論議をまとめ提言案を作り委員に配布させていただいた。(提言案資料・説明)
- (コーディネーター) これまでの相談機関は、相談者にかわって問題解決をしてあげるといふ働きであるが、川西の子どもの人権オンブズパーソン制度は違う。あくまでも問題解決の主体は当事者であり、オンブズパーソンはその支援者である。だから子ども自身がいったいどうしたいのかという意思決定からしていく。そのことが子どものエンパワメントにつながる。
- (委員) 子どもの人権オンブズパーソンの必要性は理解できるが、学校の先生たちが萎縮してしまうような制度になってはいけないと思う。今、いろいろな保護者のクレームがある中で、学校の先生たちも大変困っているという現状があると思う。
- (委員) オンブズパーソンは加害者を断罪するのが目的ではない。加害者とどこが問題であったかという整理を行い、いっしょに人間関係を修復していく支援者である。先生にとってもオンブズパーソン制度があって良かったと思えるような制度にしなくてはならない。
- (コーディネーター) 人権のまちづくりとは、次代を担う子どもたちが、自分の人権を大事にされたという体験を積み重ねていくこと、相談者が人権を尊重するというをきちっと子どもたちに示していくことであると思う。このような体験を積んだ子どもたちがやがては大人になり市民となっていく。人権のまちづくりとは、人権意識を持った人間を育てるといふ壮大なものだと思う。
- (委員) オンブズパーソンや相談者は、子どもたちの人権を大事にしてくれる。しかし、保護者やまわりの人たちはどうだろう。その意識の溝を埋めていくことも合わせて考えていかないといけない。
- (委員) しつけと称して、子どもに厳しくあたり、子どもがしんどい思いをしているという現状もある。
- (委員) もちろん子どもだけではいけない。大人に対しても啓発していかなければ、子どものおかれている状況は変わらない。
- (コーディネーター) CAP(子どもへの暴力防止プログラム)では、子どもワークとともに、教職員ワーク、保護者向けの大人ワークが必ずセットになっている。保護者にも人権の尊さをきっちりと伝えていかなければならない。
- (委員) 子どもが起こしている問題の後ろには、保護者の問題、大人の問題があると考えなければならない。子育てに疲れたお母さん自身が問題を抱えていたり、しんどいケースもある。そういう人たちを学校や地域でサポートしていく体制が不可欠である。
- (委員) 子どもの問題をきっかけに家庭訪問できるのは学校の先生がまずはじめだろう。そのときに子どもの裏にいる保護者のしんどさも受け止めてほしい。そういう信頼関係を作してほしい。
- (委員) 地域としても、互いに相談できたり、励ますことのできる人間関係をつくる必要がある。
- (コーディネーター) オンブズパーソン制度について、他に意見はありませんか？
- (委員) 子どもだけのオンブズパーソンでなく、今、法律がなく、相談窓口も十分でない、部落問題や外国人を対象にしたオンブズパーソンも必要ではないか。
- (委員) 部落問題や外国人問題が起きた時、今、仲裁に入ってくれる人もいない。相手と話し合いたいと思っても出来ない状態がある。高齢者虐待やDVなどは法律があるので、救済策がしっかりしているが、弱い部分の人権問題の対応についても考える必要があると思う。
- (コーディネーター) すべての人権問題のオンブズパーソン制度に、いきなり広げるのはむずかしいが、「部落差別」や「外国人差別」というように限定し、子どものオンブズパーソンと合わせてつくることもできると思う。
- (委員) 子どもの問題も同じだと思うが、オンブズパーソン制度の存在自体が、人権侵害や差別の抑止力となると思う。条例により規定されたオンブズパーソンということで、子どもや、部落差別、外国人差別に対する抑止力になる。
- (コーディネーター) 次回も、ひきつづき人権オンブズパーソン制度のあり方等について検討していきたいと思う。

(12) 第12回分科会 開催日時：平成19年8月7日(火)14:00～16:15 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

- 三田市人権のまちづくり推進委員会第11回B分科会会議録の確認について
三田市人権のまちづくり推進委員会第11回分科会会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。
- 人権オンブズパーソン制度等について
(コーディネーター) 人権相談体制について、これまで検討を行ってきた。相談機関が平日の9時から17時までしか受け付けられないのではなく、休日、夜間も相談を受け付けるなどして相談しやすい体制をつくるのが重要である。また、いろいろな相談窓口があるが、どこに相談したらよいか分からないということがある。そこで、相談したいことがあったら、まずここに電話してくださいというふうに相談窓口を分かりやすくすることも重要である。相談窓口の周知については、大きく制度を変えなくても検討できるのではないかと。そして、どこまで相談に応じてもらえるのかという点で、現在よりもう一歩ふみこんで問題解決の手助けをするということも課題になる。内容に応じてすぐ専門的な相談窓

口につながることが必要である。市の機関以外の相談機関とのネットワークの構築も必要となる。

また、外国人や子どもの相談窓口を充実させる必要がある。例えば子どもの問題で、いじめや差別を受けたという相談があった時、調査を行う権限が担保されないと相談を受けるだけになってしまう。現状を調査できる権限を制度的に確立することが必要である。川西市、川崎市の人権オンブズパーソン制度は、相談だけでなく調査、救済までも1つに組み込んだシステムとして、先進事例ではないかと思う。まだまだ検討が必要であるが、三田市にもそのような制度ができないか考える。

(委員) 今起こっていることへの対応とは別に、啓発は重要である。

(委員) 人権オンブズパーソン制度そのものが1つの啓発にはなるが、あくまでも申し出があって初めて救済される。人権オンブズパーソン制度が利用されるよう啓発が必要である。

(委員) 例えば悪い噂を広める行為などは、その行為が人権侵害だという認識があれば、しないのではないかと思う。多くの場合、人権や個人の尊厳ということを考えていないのではないか。

(委員) 抑圧されているはけ口として噂を流したりする。抑圧されているからやっているということに自分自身で気づくことが大切である。

(コーディネーター) 平穏に暮らしているときは、空気のように人権について意識しない。

人権侵害を受けた時に、自分がなんでこんなことをされなければならないのかと思うということは、人権感覚をもっているからである。その時に、本人があきらめて、どうせ自分はそういう人間だという風に思ってしまうことは、人権意識が低いことである。こんなことを言われたので、何とかしてほしいと表現することが、人権問題を考える一つのスタートラインだと考える。

(委員) 人権に気づく、人権に対する意識を深めるという学習も必要だと思う。

(コーディネーター) 啓発と相談・救済が同時進行に行われなければならない。人権円卓会議の話が以前にでていたと思うが、権利が侵害されたときに、地域のなかで関係者が集まり、第三者も立ち会う場を設定することも一つの方法かもしれない。いろいろな受け皿があっていいと思う。人権オンブズパーソン制度も一つの方法であるし、また、もめごとがあった場合、関係者が一同に集まって、対等に話し合うということも一つかもしれない。いろいろな相談窓口があったらいい。同じ地域で一緒に住んでいくうえで、どこに問題があったのかということ話し合う場をもつということが、問題解決になると同時に啓発になる。気持ちよく生活するにはどうすればよいかと、住んでいるみんなで話し合っ、方向を見出すことも大事ではないかと思う。

(委員) 地域の問題を人権円卓会議にかけるといのは現実的に難しいと思う。話し合いに応じない場合も多く、また円満解決という結末はなかなか想像しがたい。

(コーディネーター) 選択肢の一つとしてケースによればそういう手段も使えるということである。

(委員) 人権オンブズパーソンの1つの機能として入れても良い。当事者どうしは、ほっておいたらコミュニケーションがない。人権円卓会議に当事者が訴えてきた場合のみになるが、両者が話し合っ、第三者にも入ってきてもらった場合、自分が社会的にみればおかしかったと気づくこともあると思う。社会的規範を確認する場所として人権円卓会議があってもよい。

(委員) あらかじめすべてのシステムつくる必要はない。オンブズパーソンが受けた相談内容によっては、臨機応変にいろいろな組織と連携し、組織をつくったりして考えていったら良いと思う。

(委員) 定例の人権相談は現在月1回しかないので、相談の選択肢をこれまでより増やす必要がある。

(委員) 相談したいと思っている人が自分のかかえている問題が人権問題であるかどうか分からず、どこに相談に行ったら良いのか分からないことが多いと思う。

困りごと相談という名称でもよいと思う。

(委員) 市独自で、相談、調査、救済までやろうとしたときに、制度的に保障が必要で、条例で枠組みをつくる必要がある。

(コーディネーター) 相談員が、個別ケース検討会をして意見交換をすることが、資質の向上につながっていくと思う。また、制度の不備があったら変えていくことができるということが重要である。

(委員) 国、県、市の相談体制が協力できるシステムをつくる必要がある。一体的に相談を受けられるシステムをつくれたらよいと思う。

(コーディネーター) 川西市のオンブズパーソン制度では、相談員が問題を解決するのではなく、あくまで、相談に行った人が解決し、それを相談員が手助けする。相談に行った人のエンパワーメントが高められ、人権意識が高まるということが重要である。今までの人権相談から発想が180度転換される。今までの人権相談は、相談員が問題解決してあげるというものであった。子どもであれば、オンブズパーソン制度や法律について学びながら、こういうサポートをしてほしい、調査をしてほしいと子どもが決定する。子どもが自分で問題を解決できたということが力になる。

(委員) 人権侵害とは何かということを大人、子どもみんなが知っているということと、人権侵害を受けた時に、どこに相談に行ったらよいかということをみんなが知っているということが重要である。

(コーディネーター) 三田市の子どもたちが、学校の担任や親にも相談できないという時に、相談できる場所があるということは非常に大切なことである。

(委員) 人権を大切にされた経験を持つ子どもたちが、これから先5年後、10年後には、まちづくりを担う立場になっていく、まちづくりは人づくりであるから、子どもを対象にした制度を創設することは意義があると思う。

川西市の人権オンブズパーソン制度は年間相談件数が非常に多いが、それに対応できていることに驚きを感じる。

(コーディネーター) オンブズパーソンとは別に相談員がいるなど体制が充実している。前回提示させていただいた提言案について、今日の意見もふまえて修正等を行いたい。委員で付け加えること等があれば、事務局に伝えていただきたい。

C分科会

(1) 第1回分科会 開催日時：平成18年2月23日(木) 19:10~20:10 開催場所：市民会館第4会議室

(コーディネーター) 学校教育で児童の評価をどうするのかという、教育評価の共同研究をしていました。評価すること自体はとても大事なことです。教育の場面において評価することは価値付けであり、子どもを励ましたり、学習活動を支援していくという面では必ずしも評価することがよいのかというのは疑問の残るところであります。

人権教育、人権推進というのも、そういう評価の客観性・公平性だけで評価していくと、活動が停滞していったり駄目になったりする恐れがあり、まさに人権を守ろうとする市民の方々を励ましていくようなシステムが構築できればよいと思っています。

大学の評価につきましても、点数化したり客観化することが一番いいと言われてますが、実はそのことによってむしろ大学の中で二極化するといいますか、いい大学は応募が多くそうでない大学はぎりぎりの状態となり、競争をすることによって中間層の大学が悪い方向に向かうという非常に厳しい状況を進めることになっています。そういう評価になりがちなので、学会としても研究をしているところでもあります。

(委員) 小学校のPTAでの活動や三同教など、もう十数年間同和教育に関わっております。PTAで役員として研修してきても、子どもが卒業すると学ぶ場がないという状況があります。そこで現在、人権サークル活動というグループで、毎年1回啓発の劇をやっています。みんなで楽しくやらせてもらっています。

(委員) 介護相談員をやっている、その中に高齢者の虐待問題や身体拘束の問題など特に高齢者に対する人権問題が含まれています。また評価に関することでは、いろんな種類の介護サービスがありますが、そのうちのグループホームに限定して外部評価が導入されております。その評価調査員ということで、研修を受けて実際にやっております。県下に約200のグループホームがありますが、そのうちの何十箇所かを調査し、インターネットで結果を公表しています。

その中で、福祉というサービスは物ではないので、比較とか数値化というものが非常に難しいです。評価というものはどうしても主観的になり、抽象的にならざるを得ないということがあります。評価基準に「適切に行われている」という文言が多いのですが、適切かどうかという判断の水準設定も非常に難しいです。

評価者の主観で評価せざるを得ないということになれば、評価者の専門性とか経験などに基づくことになってしまう。するとばらつきが出て、できるだけ客観的に評価しようと思ってもできないということがある。評価者自身の均一性を図ることによって一定の評価はできると思いますが、やはりこのことが介護サービスの評価の大きな問題でありました。グループホーム以外の外部評価については、評価は難しいので調査だけにしようということになり、今日も調査員研修を受けてまいりました。

(委員) 人権施策の評価システムというのは市施策全般にわたるすごく広い範囲なので、それをどのように評価するのか、施策そのものの認識がない中で評価のしようがないと思っています。私は健康福祉分野で関わっておりますが、その他の分野についてはわからないので、システムだけを作るのであれば納得できますが、評価するとなるとこれは難しいと思います。

我々ができる範囲の評価というのは、客観的にみて今までと違ったものがあれば評価する程度で、実際は利益を受けた人から満足度の評価をいただくということになると思います。PDCAサイクルで言えば、P(計画)D(実行)を知らないでどうやってC(評価)するのかという疑問があります。

(コーディネーター) 評価は主観的なものだという意見がありましたが、例えば同じ事をしていてもセクハラになったりならなかったりすることがあり、非常に難しい問題があります。また、個々の施策をどうするというのではなく、施策を進める上で人権が尊重されているのかという別の視点で評価することだと思います。そういう点では、あらゆる施策が人権に関わることではないかと思えます。

客観的で具体的な評価という視点だけではなく、全体的な視点からプランの見直しを行うことが重要で、プランを実行するかしないかだけの評価で終わってしまっている教育の評価に疑問をもっています。

(委員) 客観的とか数値目標とか言いますが、実際ものすごく主観的になると思います。評価というのは、格付けを行ったり認証を行うことなどお墨付きを与える評価、もう一つは改善提案まで行う評価がある。改善提案まで行う評価は、評価者によほど専門性や経験がなければできない。私ら素人にそんな評価ができるのか、ということがありますね。

(コーディネーター) 確かに専門性は必要だと思いますが、同和問題や男女の問題などその分野の専門はあるものの人権全般についての専門家は少ないのであって、我々が手探りの中で人権についての意識を高めながら評価システムの構築を考えていくしかないと思っています。

(委員) 評価主体は何か、評価基準は誰が作るのか、評価するのは誰か、評価した結果の公表を誰がどうやってするのか、その辺を何にもわからないで評価システムが構築できるのか。また、成果を評価するのか、施策そのものを評価するのがよくわからない。

- (委員) 何か具体的に示してもらえないか、例えば施策に関するものであればなんとなくわかるが、人権施策に関する評価というのは心の問題や感覚の問題なので難しい。人権の施策がこんなに沢山あって、それをどう評価するのか事務局に聞きたいのです。
- (事務局) 限界があるとは思いますが、できる限り客観的な項目、材料を集めていけば、100%客観的とは言えないがある程度客観的な評価ができるのではないかと思います。希望としては、システムを作ってください、評価もしていただきたいのですが、どうしても評価についてはより専門的な委員や部署に預けたいという結論であればそれはそれでよいと思っています。
これだけ施策があると、一つの評価の基準や仕方ではできず、ある程度目標を同じくする施策をグループ化し評価するのも一つの方法だと思っています。
- (委員) 何を以て評価するのか。利益を受けている人の満足度がイコール評価なのか、そうだったら我々は評価できないのではないかと。
- (委員) 利益を受ける側の立場ではなく、人権の場合は逆の立場からや社会的な視点が必要だと思います。考え方として、小さいところから考えるのではなく、大きいところから考えてはどうか。人権のまちづくりを進めようとしている、そのために何が必要なのか、それを考えていった方がわかりやすいのではないのでしょうか。
- (事務局) 何が何を調べるためには、アンケートも必要だと思っています。介護サービスの評価で、評価ではなく調査をするという話もありましたので、そういった情報もいただきながら検討していけばよいと思います。
- (委員) 我々として理念をはっきりもっていないと駄目で、施策が市民本位に当てはめてどうだということの評価していけばよいと思います。
- (委員) 評価の専門的な立場から提案いただければ、もうちょっと方向性が見えてくるのではないかと思います。具体的に何かひとつ作っていかないとスタートができないので、提案をお願いします。
- (委員) 理念をしっかりとっておかないと、それがぐらぐらゆれると先が見えない。利益を受けている人がどうかというのではなく、市民にとってどうかということを押さえておく必要があると思います。
- (コーディネーター) 評価の本質は自己評価であるが、今はそれだけでは駄目で第三者評価という外部の評価が求められてきています。適正な第三者評価をしようとする、外部のものが当事者に近い勉強をしながら第三者として評価することでありますが、行政が行う自己評価と第三者評価をどう組み合わせるのかということ、評価システムを構築していくのもであります。
評価主体をどうするのか、評価項目をどうするのかということも具体的に詰めていきながら、最終的にはそれなりの形としての評価システムができればと思っています。

(2) 第2回分科会 開催日時：平成18年4月24日(月) 19:00~20:30 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

●前回会議録の確認について

第3回三田市人権のまちづくり推進委員会及び第1回会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

●分科会のテーマに関する意見交換及び今後の進め方について

(コーディネーター) 資料のパターン1は人権に関わるもの全てを評価するというものである。しかし、その中で市民活動を評価するのは難しいので市の施策だけを評価するというのがパターン2である。私は、自分たちの人権は自分たちが動かすものなので市施策の点検だけでいいのかという疑問がある。人権活動や人権啓発を活性化することを願っている、そうするとパターン1か3であろうと思う。パターン3はプランに基づいて市が実践(ドゥ)するが、チェックするときはプランや実践がどう市民活動の活性化になったかを評価するものである。

教師評価の例ですが、今までは値踏み・査定評価だったのがこれからは励ましの評価が大事だということで、成果を求める評価ではなく発達を改善し促進する評価で、教師一人ひとりの評価より教師集団として力がついたのかという評価をしなくてはならない。

(委員) グループホームの評価では、一つひとつの施設を評価することでグループホーム全体を評価する、底上げをするというやり方だが、こういう方法が向いているのではないかと思う。しかし、頭では発達を改善・促進する評価が大切ということはわかるが、実際にはここがダメという個々の評価になってしまうのではないかと。

(委員) 学校と関わってきて、やはり求めてきたのは教師個人のレベルアップであるが、ただ職員全体としてなぜ一定方向に進めないのかというのは思っていた。一人ひとりの心のレベルは上がっているのかもしれないが、集団としての雰囲気はどうなんだというのは感じていた。

多くの保護者が求めているのは担任の先生にもうちょっとこうしてくれというものだが、そういうことだけでは発奮する先生もいるだろうがどうしても頭を打たれる先生のほうが多いと思う。励まして一緒にやろうというのであれば、なかなか意思は通じない。

(委員) 人権の評価も、誰かに求めるのではなく自分も主体者であるというスタンスが必要であると思う。自己評価も一人でやる場合と関わる職員全員でやる場合があるが、評価がバラバラになるけど全員で評価をしているほうが施策をみんなで取り組もうという意欲が強くなると思う。多くの人が参画することでいろいろな意見があって話し合うことで質が上がり、第三者評価の意見も取り入れやすいと思う。

(委員) 評価の対象者が市民なのか行政なのかがよくわからないが、行政の方がわかりやすいと思う。でもそれに終始してはいけないので、先生がおっしゃったようにパターン1か3がよいと思う。

(コーディネーター) 目標策定や評価を一部の人が行うと、後の人はついていけなくてか関係ないかになる。できるだけ多くの人に関わることで、モチベーション、やる気が活発になると思う。

- (委員) ほとんどの市民活動は、行政と関連している。市民が自主的にやっていることに対して評価するより、あくまで行政の施策をどう評価するのかということに重点を置いたほうがよいと思う。そういう意味で、パターン2だとは思いますが極端なのでパターン3がよいと思う。
- (委員) 特定の市民活動を見たり、アンケートを取ったりして市民の意識がどのレベルにあるのかをキャッチして、それから行政のやっている施策が今の状態にマッチングしているのかを見ていけばいいのではないかと。
- (委員) 私が考えているのは、市の施策をグルーピングしてそのグループごとに評価方法を考えていくことだ。その結果として、市民活動も今より前進していくような評価システムにしていくものだと理解している。
- (コーディネーター) パターン1は膨大な評価量で厳しいと思うので、パターン3がシステムとしてはよいと思う。
- (委員) 行政と平行して活動されているグループの取り組みがたくさんあるが、その取り組みの意識を多くの人に持ってもらうことも大事で、行政がやっている問題だけでなく多くの市民が関われるような、また目覚めるような方向に最終的にはもっていかないといけない。市民が一緒になって進められる方向性が必要ではないか。
- (委員) 評価とは、施策ができていくかどうかだけでなく、評価の結果から市民活動の自発性に結びつくことまでのような気がする。ここでは評価という言葉の定義をはっきりする必要があり、普通評価とは○か×か、できてるか否かと考えられがちである。
- (委員) 施策を一つひとつ我々が評価するのではなく、励ますためにどのような観点からどのように見ていったらよいのかを作ればよいのですね。
- (コーディネーター) 税金を使った施策がいかに効率よくされているかなど、視点をどこに置くのかによって変わってくる。
- (委員) 人権施策を評価するときに経済性を入れると、評価はめちゃくちゃになる。だから、一番最初にくるのは市民のためという視点である。
- (コーディネーター) 視点とか基準とかを定めていく中で、新しい視点を入れ込みながら、作ることは可能だと思っている。まずは、基本的な視点とか基準を確定していくことに大きな力があるのではないかと。その後、細かいフォーマットまで作っていただければよいと思う。
- (委員) 一つの基準で全部評価するのか、ある程度グルーピングしてそれぞれの評価基準を作るのか、それをこれから考えていこうということである。しかし、これを我々で作れと言われてもできない。専門家を入れないと無理だという結論も、C分科会のシステム構築の一つだと思う。だから、素案を水谷先生に作ってもらって、これでいいのか意見を聞かせてくださいというのも一つの方法である。
- (コーディネーター) 私と事務局で原案を作って、それを皆さんに見てもらってはどうかと思う。
- (委員) そのたたき台を作ってもらにしても、ある程度どうゆう方向でいくのか意見を集約しておかないといけないと思う。そういう意味で、今こういう話し合いをされていると思う。
- (委員) 現在、市役所内でこういった評価はされているのか。あれば、自己評価的なものでもよいから参考に教えてほしい。自己評価も外部評価も同じ部分が多いが、どちらかというとき自己評価のほうが評価項目が多いぐらいで、外部評価はその自己評価のある部分の評価している。
- (コーディネーター) 次回原案を提示するが、その内容はそういった現在実施しているものを抜き出したり付け足したりして出そうと思っている。

(3) 第3回分科会 開催日時：平成18年7月3日(月)19:00~20:40 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

●前回会議録の確認について

三田市人権のまちづくり推進委員会第2回分科会会議録(事務局作成案)は、異議なく了承された。

●人権施策評価システムの具体的内容等について

(コーディネーター) 前回の話として、評価の対象は直接的には市の人権施策だが、その他市民の活動などに影響を与えるような総合的な評価をしようということだった。評価の目的は、全ての市民の人権状況を改善し促進することで、具体的には市民活動を励まし活性化させ人権意識の高揚を図るということである。

まず、この基本的な部分について、意見をお願いしたい。

(委員) 評価の対象をある程度しぼらないと、作業が大変になる。また、既に市がプランを企画され実行されている状況で、我々が評価をしなければならぬというのは順序が違うと思う。企画段階から我々に関わるべきだと思うが、仕方ないことだと思う。

(委員) これでよいと思う。今回は、こういう話でまとまったと思う。

(コーディネーター) 次に、評価の視点として例示したが、妥当性、必要性などそもそもその施策をやらないといけないのかということと、行政が実施する以上公平性などの視点も必要だと思う。効率性の費用対効果は、人権施策の場合経済価値に換算することが難しい。生涯学習でもそうだが、文化活動や人権については効果を数値に表せないが、効果があったという評価をしている県や市も見られる。

その他、有効性、豊かな人間性、参加性、自主性など例を挙げたが、意見をお願いしたい。

(委員) 参加性について、今は協働性とも言われている。また、参与という言葉もあり、たくさん並べる方がわかりやすい。

(委員) 最近よく言われるのが協働と参画だが、参加だけだと主体が行政という意味なので、行政と市民が対等ということで協働と参画がよいと思う。

(委員) 評価というのは有効性の意味が強かったが、それだけではないというのがわかった。

(委員) 民主性というのは参加性の()書きになっているが、公平性という意味もあり別項目にしてもよ

いのではないか。

(コーディネーター) その他には公共性や社会性などどれだけ広がりがあるか、一部の人たちだけでなく多くの人に知れわたっているのかということもあると思う。

(委員) 前回教師の評価で一方的な評価でなく双方向的な評価という話があったが、そういう見方(評価の仕方)もある。

(委員) 発達を改善し促進する評価の意味がわかりにくい。

(コーディネーター) 施策と市民活動の推進・充実ということだが、発達という表現は人間に使う言葉でこの場合に使わない方がよいのかもしれない。

(委員) しかし、推進・充実は達成目標が決まったところに進むという意味で、発達は達成目標がなく進歩していくという意味なので発達の方がよいと思う。

(委員) 施策をグルーピングしてグループごとに評価するというのは、どんなグループを考えているのか。

(コーディネーター) 具体的には考えていないが、高齢者などの分野別や地域別などが考えられるが、一つの施策が重なり合う場合もあると思う。それぞれ評価が必要だし、ある地域では活動が活性化されているがそうでない地域もあるという評価も必要だ。

(委員) 評価のイメージがなかなか描けなかったが、評価の視点を考えていくとやっとな方向性が見えてきた。しかし、これからが大変な作業になってくると思う。

(委員) 啓発性も必要だと思う。社会性と啓発性は似ているが、意識の向上という意味でちょっと違うと思う。

(委員) 三田市の事例で妥当性というのがあるが、この項目はどうか。

(コーディネーター) 効率性、必要性、有効性の中に含まれるのではないかとということで、例示では省いた。

(事務局) 三田市の事例では、市が実施することに対する妥当性という意味である。

(コーディネーター) 保育園でも公立をやめて民間にしているが、コストが安くなるというのはわかるが、公立の保育園が全体的な下支えをしていることもある。民間委託がブームみたいになっているが、あまりにも公立が無くなりすぎるのは問題だと思う。

(委員) 委託することが市民サービスの向上につながるかというところでもなく、その妥当性を評価しているのは知らなかった。

(コーディネーター) これは今はやりで、職員による評価(自己評価)ということで、査定(予算や行政評価など)のときなどに利用されている。

(委員) 人権施策についても、市が実施すべきかどうかという視点も必要か。市の施策の中で、市が実施するのが妥当でないというものはあるのか。

(事務局) あるかもしれない。

(コーディネーター) 妥当性は必要性の中に含まれると思ったので省いているが、必要であれば別項目にしてもよい。必要性の説明文の中には、妥当性という表現は入っている。

今まで話し合った内容を今度の全体会(推進委員会)で報告するので文書でまとめたいと思うが、多少の表現の違いは了承願いたい。今後の進め方は、全体会で方向確認をした後、より具体的な評価基準の話など進めていかないといけないが、あまり間をおいて分科会を開催するより会議内容を忘れないうちに開催の方がよいと思う。2~3回は毎週か隔週ぐらいに集中して開催したい。

その後の予定としては、今年度中にある程度システムの概要を作り、来年度は試行を部分的に実施して本当にそれでよいのかを確認して、最終的に評価システムをまとめたい。

(委員) 三同教でもうすぐ市民に対して意識調査を実施するが、来年には結果が出るのでそれを踏まえて検討すればよいのではないか。

(委員) 実際の福祉での評価は何で評価するのかというと、ヒアリング、視察、書類などの資料を集めて評価している。

(委員) 我々委員が1期目で評価システムを構築して終わりではなく、その後も検証していく必要がある。

(コーディネーター) 2期目以降の委員の継続性も大事だし、より多くの市民が関わることも大事である。継承性と広がり両方求めた形で評価システムが発展していければよいと思っている。

(4) 第4回分科会 開催日時：平成18年9月28日(木)19:00~20:30 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

(コーディネーター) 先ほど全体会で話のあった人権を考える市民のつどいの出演をお願いすることになるが、どんな内容にしたらいいのか。

(委員) 12月までにもう2~3回程度議論ができるので、C分科会の内容をもう少し詰めて、その時点で考えてはどうか。内容が難しいので、もっとわかりやすい発表の方がよいのではないか。

(コーディネーター) 中間報告でもよいし、委員個人のどういう思いで参加しているのかを発表してもよいということで、一人3分くらいの予定で時期が近づいてからもう一度検討することでよいのか。

次に、分科会の議論を進めたいと思っているが、今日は何も準備していない。しかし、今後は詰めて議論した方が効率的だと思うので、日程の都合をお伺いしたい。協議した結果、10/20・11/10・11/24に開催したいのでよろしくお伺いしたい。

(委員) 中長期の展望ビジョンを12月までに確認することになっているが、C分科会の中長期展望ビジョンとは何か。

(コーディネーター) 私見として、今年度はそういう枠組を一旦作ってみて、来年度に試してみるということを考えている。そこで、どういう問題点があるのかを見ていき、それを修正してその次の年度には本格的に導入するか、もう1年試行するだとかを決めていけばよいと思っている。

- (委員) 今まで話し合ってきた評価の目標像に沿った評価基準を作っていくことなのか。A分科会やB分科会の内容まで踏まえて、総合的に進めていくのか。評価システムということが、何をすることがよくわからない。
- (委員) 三田市の人権施策はたくさんあるが、その中で1つだけ試しに評価してみようということやってみると、これはグループとしてまとめられるということも見えてくると思う。行政の方から、これを評価してほしいというのを1つでも出してほしい。
- (コーディネーター) 全部をクリアしてやろうと思えば何もできないので、できるところからやろうということだ。たとえば、既に実施しているグループホームの評価はどうだというような個々の事業についてはできる。それを積み上げるしかないと思う。
- (委員) 自分としては、まだ何をしようかわからずもやもやしているが、具体的に取られるところからはじめたらよいと思う。
- (委員) 既存概念を取り除いて、新たなものを作り上げていくということではじめましょう。
- (委員) 評価というと、それを運用するということも含まれるが、そこまで我々が考えなければならないのか。
- (委員) 取りあえず、一つひとつやってみてはどうか。
- (コーディネーター) 次回は具体的な例を基に話を進めるので、事務局と相談して資料を送付するので事前に見てください。その中で、自分の意見を考えておいてください。
- (委員) 虐待についての三田市の施策の資料を出してもらえばよいのではないかと。虐待というグループで出せばよいのか、児童虐待など一つにしぼって出せばよいのか、その内容についても説明いただければよいのではないかと。
- (委員) 誰が何をどのようにして評価するのが評価システムだと思っているので、そのことを決めるのがC分科会の役割だと思う。

(5) 第5回分科会 開催日時：平成18年10月20日(金)19:00~20:40 開催場所：まちづくり協働センター会議室3

- (コーディネーター) 三田市で現在行っている事務事業評価や他市の社会教育活動における評価を参考に、人権施策を推進するための評価システムを構築していく予定である。評価の枠組みを作るだけでなく、ちゃんと機能するのかということで、試行的に評価をしながら進めたい。
- 具体的な進め方ですが、最初にイメージ作りを行い、評価事例を出し合いながら、評価基準の要素を検討する。その次に、モデル的な評価をしながら評価シートや評価基準の見直しを行う。そして、内部評価だけでなく外部評価も検討し、評価システムの概要を考えたい。そしてもう一度、今度は大掛かりな評価システムの試行を行い、最終的な評価システムを構築していければよいと思っている。
- (委員) 三田市が実施している事務事業評価を束ねたものが施策だと思うが、我々はその施策を評価するという理解でよいのか。事務事業評価は行政全体で実施するもので、それ以外に人権施策だけについての評価をするということか。
- (コーディネーター) そのとおりである。事務事業評価に付け足して評価するのか、新たに評価基準を設けるのかを検討していきたい。
- (委員) 付け足しというより独自のものがよいと思う。そうでないと、効率性を重視した事務事業評価の影響を受けかねないと思う。現在実施しているのは、都市経営という面からの評価であって、人権施策の評価という面での評価にはなっていない。
- (委員) 内部評価や外部評価をどうするのかという議論の前に、評価基準をまとめないといけない。その基準については、以前から話が出されているような視点だが、有効性や改善性、必要性という項目は必要だと思う。それ以外には、市民活動の活動性や人権意識の高揚度、社会性、啓発性とかをどう入れていくかだ。
- (委員) コストは数字で表さないといけないが、それ以外の評価を点数やABCで表すのは非常に難しい。
- (委員) 評価システムというのは、評価基準によって点数を付けることなのか。
- (事務局) 点数を付けないと、どういう評価をするのが問題となる。例えば、文章で評価するとその受け取り方がいろいろとなり、客観的な評価になかなかかなりにくい。しかし、点数を付けると客観的でわかりやすいが、それを評価する基準が難しいというジレンマがある。
- (委員) 私は文言の方がよいと思う。要改善であれば、何々を期待するか、何々の工夫が必要だ、こういう理由で評価できないといった文言の方が、人権施策にはよいと思うし仕方ないと思う。
- (委員) 我々には具体的な評価は難しいので、評価システムというシステムだけを構築すればよいのではないかと。
- (委員) 評価システムというのは、システムという大きな枠組みだけでよいのか、評価基準のように事業の一つひとつ細かい部分までを見ていかないといけないのかよくわからない。
- (コーディネーター) 私が思っているのはかなり細かい部分までの検討で、市にこれで実施してくれと言えらるぐらいのものを考えている。評価の柱だけ構築したので後は市で考えてくれというようなことは考えていない。
- (事務局) 実際に評価できるところまでということで、柱だけ視点だけでは評価はできない。試行的に実際にやってみて、おかしいところがあれば見直していくという手法がよいと思う。
- (委員) 具体的に広報紙の例でもよいから、一度やってみたらどうか。やってみないとわからない。
- (委員) グループホームみたいにその事業の評価だと、その事業ごとに評価システムを作る必要が出てくる。人権施策はたくさんあるので、それぞれに評価するのが評価システムではなく、全体を一つのシス

テムで評価できることが評価システムだと思っている。

- (事務局) 評価システムと評価基準が混同されているように思う。評価基準によって1次評価や2次評価、外部評価を行う、そしてその評価に基づいて施策に反映するという流れが評価システムである。評価システムの一部分が評価基準である。今後の進め方のフロー図でも、評価システムの検討は後の方に書いてある。まずは具体的な評価基準を検討してほしい。
- (コーディネーター) 私のほうが資料を作ってそれに対して意見をもらうということをしてきたが、今回は自分だったらどうかという案を持ち寄って検討したい。その方がよいものができると思う。
- (委員) 三田市の事例は他市に比べても優れていると思うが、今後の方向性・改善内容の中でいつまでにするというのが抜けているように思う。
- (委員) 三田市の事例で1次評価と2次評価があるが、これはどういうシステムになっているのか。
- (事務局) 1次評価というのは担当課の評価で、2次評価というのは全庁的な評価で各部の次長が中心となった会議で評価している。外部評価ではない。
- (委員) 次回の宿題として、今日の資料にある2つの相談事業を参考に、評価基準を考えてきてはどうか。
- (コーディネーター) それでは11月10日の次回に各自の案を出し合うということで、8日までに事務局へFAX等で提出してほしい。何もないと考えにくいと思うので、相談事業を元に考えていただければよいと思う。

(6) 第6回分科会 開催日時：平成18年11月10日(月)19:00~20:30 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

- (コーディネーター) 今日は各自で考えてこられた案を協議したいと思う。それでは、順番に提案をお願いしたい。
- (委員) まずは、今までの議論を私なりにまとめたが、これでよいのか確認したい。行政評価というのは、事務事業評価、それをまとめた施策評価、施策をいくつかまとめた政策評価の3つに分かれる。我々が考えようとしているのは、真中の施策評価だと思う。施策目標に対してどれだけ成果をあげているのかということで、「何をしたか」「どれだけしたか」というよりも「市民の満足度がどれだけ向上したか」「現状から目標にどれだけ近づいたか」という視点ではないか。
- その上で、人権施策の評価をどうするのかということだが、客観性にに基づき市民にわかりやすい評価をすべきだと思う。言葉にしても、評価項目とか評価指標というより、厚生労働省のように評価の大項目とか評価の材料といった平易な言葉にすべきだ。客観性については、ある程度数値をあげていかないといけない。市民意識調査やワークショップ、市民のつどいの参加者数など、数値化されたものを用いて評価しないと、市民を説得できないのではないか。
- 私は大項目としては、「効果性」「貢献性」「必要性」「総合評価」ぐらいではないかと思う。評価指標については、できるだけ既存の資料や数値を使って評価すればよい。評価の内容は文書表現になると思うが、評価指標の数値を基準とした文書化がよい。
- (委員) 参考とした評価事例はわかりづらかった。市民の目から見てどうなのかという点がどうもわかりにくかった。人権相談事業ということで考えると、どれだけ市民にこの事業が理解されているのか、利用されているのか、利用し易くなっているのかということに視点を置いて考えた。一回実施すればずっと同じ形態で事業が進められていないか、市民に十分周知されているか、時間や場所が限定的になっていないか、利用し易くなっているかなどが気になる。
- それと、相談を受けた後の対応はどうなっているのかという点だが、過去の例でいうと部落差別など人権擁護委員に相談しても、何も解決できなかったということをよく聞く。きちんと調査をされているのかが気になる。また、三田の評価事例で非常に気に入っているのが協働という視点で、これはどの事業にも当てはまるので、市民が積極的に参画しているのかというのが一つの基準になると思う。
- (委員) 人権推進のまちづくりを目指す中で、どれだけ人権施策が進んだかに焦点を合わせないといけない。そういう点で「効果性」の視点は絶対に必要だ。また、行政の事業である限り「効率性」の視点も必要だ。税金を財源としているので、コストは必要だと思う。それから、もう一つ「必要性」である。市民の目から見て必要性・妥当性があるのか、この3つの視点が重要だと思う。その視点を中心に、必要なものを付け足せばよい。
- その評価としてABCと書いているが、DEがあってもよいし12345でもよいが、何らかのまとまった評価の基準を作らないといけないと思った。その基準として、Aは人権のまちに成長している、Bは発展途上で継続を要する、Cは現状のままという何ら進歩していない状況という仮定をして、それぞれの評価項目について具体的な基準を考えた。一番大事なことは次につながることであり、評価して終わりでは困る。PDCAとつながる評価システムを有効に働かせていかなければならない。
- (委員) 点数とか数字で表すのではなく、言葉で表現をして施策を評価していけばよいと思う。人権の視点を評価の中にどう入れていくかということが課題だと思う。
- (委員) 人権相談の利用件数を数値で表しても、多いのがよいのか少ないのがよいのかはわからない。人権施策が進んだから件数が少なくなったという考え方もあるし、市民の人権意識が広まってきたから利用件数が増えたという考え方もある。
- (委員) 人権相談を受けて、市民が救われているという評価もある。すなわち、満足度であり非常に重要だ。
- (委員) いろいろな考え方があっても、できるだけ数値化することが必要である。その方が市民にわかりやすく、説明責任を果たし易いと思う。
- (コーディネーター) 貴重な提案をいただき、ありがとうございます。私が考えたのは、施策の評価とは別に行政活動の評価とか事業の評価という二本立てですべきだと思った。施策を推進する職員自身が人権施策を十分念頭においているかということが大事であり、人権施策に自分がどれだけ貢献できた

かである。

施策の評価はいろいろ意見が出たが、行政活動の評価の視点で考えてみると、まず職員がどれだけ意識をして行政活動をできたかを自己評価する。それを、職員の中で管理職や自分たち自身あるいは他の部署の職員で相互評価する。自己評価が甘いのか辛いのかというステップを踏まえて、外部評価をしてはどうかという評価システムを考えている。それが、職員が悪いと思ったものが良かったり、逆だったりすることが、職員の励みになったり意識改革になったりすると思う。

視点としては、先ほどの委員提案があった効果ということで「人権尊重・啓発の度合い」、貢献度ということで「人権尊重・啓発への寄与度」、その他「公平・公益の度合い」「協働・参画の度合い」「豊かな人間性」を考えた。評価基準として、Aは概ねできている、Bはある程度できているが不十分、Cは全く不十分ということで、事例や数値で表せるところは数値で表して客観的な根拠を示してこうだったから良かったという評価をしてはどうかと考えている。

もう一つ「有効性」「効率性」「必要性」は行政活動であれば必要だろうということで2つの評価軸を設けているが、人権という視点とそもそも施策の活動の見直しを含めた視点もいるだろうと思った。評価基準は現在やっている5段階評価を改良してやってもよいのではないかと考えている。

(委員) 現在三田市ではCSのアンケート調査を実施しているが、それも一つの指標になるのではないか。

(委員) それは評価基準というものがなくて評価しているので、個人差があり問題のある調査だ。もう少し、きめ細やかな調査をするべきだ。

(コーディネーター) 逆に基準をつくると、その基準だけに合わせればよいということにつながる恐れがある。高校の必修問題のように、受験科目だけを重視するというような弊害も考えられるので難しい。

(委員) 効率性についてだが、行政の中の監査委員会でやっているのではないか。だから、ここで評価する必要があるのか。

(コーディネーター) 私が視点に入れた理由は、監査委員会是不適切なコストのチェックだけであり、行革の団体補助金削減のようなチェックも必要だと思った。適切か不適切かではなく、どちらがよいかという判断は監査委員会ではやらない。行革は行革だけの目的なので、人権施策がより一層推進するためのお金の使い方も入れてもよいと思う。

(委員) 施策内の事務事業の束ね方によって、考え方が異なると思う。小さく束ねれば費用対効果が必要となるが、人権施策の推進みたいに大きくなると費用対効果は出せない。束ね方によって必要な評価項目が決まるのではないか。行政がいう施策というものは、どの程度を考えているのか。

(事務局) 市としての方向性は出ていないが、人権施策の推進という大きな政策的なものではなく、事務事業をいくつか束ねた中間的なものをイメージしている。

(コーディネーター) 委員の提案を取り入れた鳥瞰図のようなものをつくるので、それを次回議論していただきたい。また、12月23日の市民のつどいの発表のことについても、決めていきたい。

(7) 第7回分科会 開催日時：平成18年11月24日(金)19:00~20:30 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

(コーディネーター) 前回配布した会議録について、異議はないか。→(意見なし)

異議がないようなので、了承ということにしたい。また、前回と前々回の2回分の会議録を配布しているので、次回確認をしたい。

前回話したことをまとめたが、市民の視点で見た「市民を励ます、多くの市民が関われる、市民が目覚める、市民活動を発達・促進させる評価」をめざすということで、住み心地や安全性、周知性、サービスの速やかさ、どれだけ人権が尊重(大事に)されているか、生きる力をつけているかなど、市民にわかりやすい視点で考える。

また、評価のための評価にすることなく、できるだけ最小限の時間と労力で最大限の効果をあげるよう工夫する。評価や調査活動は、それ自体が啓発活動の意味をもち、職員や市民の意識改革にもなる。現在の三田市では、行政改革のための事務事業評価を行っているが、その活用をはかってはどうか。なぜなら、本来の行政改革は無駄は削るが必要なものは新設・拡充するというものであり、慣習にとらわれず市民本位に組みかえていくものであり、矛盾するものではない。

現行の事務事業評価項目を改正して、①必要性・妥当性(日時、場所など)②公平性・公益性(コミュニティ形成など)③協働・参画の度合い④有効性(市民への周知度やフォローの程度など)⑤効率性を評価項目にしてはどうかと思う。そして、すべての項目について人権への寄与度の視点を取り入れる。現在、市の方では1次評価(当事者評価)と2次評価(幹部による総合評価)のみ実施しているが、それ以外に担当者以外からの相互評価とそれらを踏まえた市民による外部評価、人権のまちづくり推進委員会などの第三者による総合評価が必要だと思う。

総合評価に併せて、施策評価として①「市民の満足度」の向上・改善度②市民目標に照らしての達成度の視点から、効率性・必要性・貢献度を総合評価するという2本立ての評価システムを考えた。施策の評価は、事務事業をいくつかまとめて実施するのか、また女性とか子どものように対象者ごとにまとめるのかという問題がある。しかし、一応これをたたき台として検討していきたい。

(事務局) 前回コーディネーターから提案があった行政活動の評価、職員の人権意識はどうかという視点はどうなったのか。

(コーディネーター) 市の事務事業評価を活用した1次評価から外部評価までの、先ほど提案した改正後の評価システムの内容がそれである。

(委員) こういう方向で進めるとすると、人権施策の分類が問題となる。大きく分けると3つぐらいになると思う。1つは人権教育・啓発で、人権尊重の精神がどれほど養われ、理念がどれほど普及してきたかというジャンルである。2つ目は人権の保障という面で、人権を侵害する虞がある状況からどう改

善されるのかというジャンルである。もう1つは人権相談や救済というジャンルで、人権相談（侵害）があった場合、適切に処理されているのか、うまく救済されているのかという分類である。

- (委員) 3つに施策を分類するという事は、3つの評価基準をつくるということか。
- (コーディネーター) 具体的な施策をイメージするという事で、評価基準を考える前にその対象となる施策の分類を考えた方がわかりやすいということだ。1つの評価基準をつくらうとしている。今提案があった3つの分類を、対象者ごとに見ていってもよいと思う。
- (委員) 分野とは、また別か。
- (委員) 分野とは対象者と同じようなもので、先ほど言った3つの分類を横軸としたら、分野は縦軸という位置づけになるだろう。評価しやすいサイズに人権施策をまとめようということである。
- (委員) 今まで評価項目、指標や何々性といったことで評価の視点ということを話し合ってきたが、視点とこの分類・分野との関係はどうなるのか。
- (委員) 分類や分野は評価対象となる施策であって、視点や評価項目、指標は評価する基準になると思う。評価対象となる施策は、すべての事務事業を網羅しなくてもよいと思う。
- (コーディネーター) すべての事務事業を評価するとなると、時間的にも大変な作業になる。ただ、評価しないことはやらなくてよいということではなく、担当では事務事業評価をして意識改革を図るが、委員会（施策評価）としては評価しないということだ。
- (委員) 評価対象はいくつかに分類されるが、それを評価する評価基準は1つだけということだが、評価項目は変わらないとしても評価指標は変わるのではないか。
- (委員) そのとおりだ。評価項目を構成する指標は変わる。
- (事務局) 評価指標を考える上で、評価対象を先に考えた方が考えやすいと思う。評価システムを考えるに当たって、「何を」「誰が」「どのように」評価するのかということだが、「何を」は評価対象施策であり、「誰が」は内部評価や外部評価のことで職員や市民ということになり、「どのように」は評価基準ということになる。
- 今は分野として子どもや障がい者など分けて縦軸としているが、年度で1つの分野を評価していくことも考えられる。
- (コーディネーター) 以上のことを踏まえて、次回も具体的な評価基準づくりに入りたいが、日程の調整をしたい。12月8日としたいが、これが人権を考える市民のつどいまでの最後の会議となるので、発表者を決めたい。前回に島田委員と酒井委員という推薦の声もあったので、どうかお願いしたい。発表の内容についてはどうか。今までの議論の経過とこれからの方向性というのはどうか。
- (委員) これからの方向性というのは難しいので、自分自身がどう思って、どう感じたかを発表するのはどうか。
- (コーディネーター) それでは、酒井委員が今までの議論の経過報告と自分自身で感じたことで5分、島田委員が今までの議論を踏まえて自分自身で思ったこと感じたことの発表をお願いしたい。次回は、他の分科会の発表内容を報告するので、最終的にどんな内容を発表するのか確認したい。発表する委員は、よろしくお願いしたい。
- また、次回の最初に今日渡した会議録の確認を行い、今日議論した評価対象の表を整理したい。

(8) 第8回分科会 開催日時：平成18年12月8日(金)19:00~21:00 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

- (コーディネーター) 前回配布した会議録について、異議はないか。→(異議なし)
- また、前回の会議録を配布しているので、次回確認をしたい。人権を考える市民のつどいの発表内容について、説明を願いたい。
- (委員) 今までの経緯を発表するが、最初にメンバーの紹介をしたらどうかと思う。そして、委員それぞれの考えを出し合うところからはじめ、その後議論した内容をまとめるとメモのとおりである。
- (コーディネーター) 発表時間の5分は短いので、もっと省いてもよいのではないか。
- (委員) 分科会の内容のことが書いてあるが、最初に市の方から説明があるのではないか。
- (事務局) …………… 当日の進行概要の説明と連絡事項 ……………
- 最初の説明は、パンフレットに各分科会等の概要説明と委員名簿の記載があるので、それを見るようアナウンスする。その後、助役か司会者の簡単な分科会紹介を行うが、市の姿勢や方針なども説明するので、ごく簡単な紹介になる。
- (委員) 評価の目的だが、何のために評価システムを構築しないといけないのかということをつけ加えてほしい。市民活動を励まし発達促進するような、また市民や職員の意識の向上を図るということを目的にしていることを言えばよいのではないか。
- (委員) 今までの私の評価に対するイメージは、できているか、できていないかを評価することだった。また、内部評価や外部評価といった認識しかなかった。しかし、この分科会で学習させていただき、いろんなことがわかった。それは、たくさんの評価の方法や視点があり、特に人権や市民を基本においた評価という新しい発想が必要であった。市民を励まし、多くの市民が関われ、市民が目覚めるような施策や、市民活動を発達、促進するような評価を構築することであった。
- 視点ということでは、住み心地や安全性、周知性、サービスの速やかさなど人権や個人がどれだけ尊重されているかをわかりやすい視点でということと、成果を求めるのではなく、施策を進める上で人権が尊重されているかという視点も重要であることがわかった。また、評価のための評価でなく、できるだけ最小限の時間と努力で最大限の効果があげられるような工夫が必要であること、また評価すること自体が啓発活動や意識改革の意味をもつなどがわかった。
- これまでの話し合いの中から見えてきた評価項目や視点を、どのように具体的な指標や基準にする

のかが C 分科会の課題である。

- (委員) 今まで何回ぐらい会議を開催したというのも、言ってもよいのではないか。
- (コーディネーター) それでは、当日よろしくお願ひしたい。
ところで、市の事務事業評価は、いつ頃実施しているのか。
- (事務局) 1 回目の 1 次評価は 6~7 月頃だったと思う。そして、ヒアリングが 8 月頃にあり、幹部職員による 2 次評価の結果が出たのが 10 月の予算要求の前だった。
- (コーディネーター) C 分科会の予定として、来年の 5 月頃に評価基準をつくりあげないと、事務事業評価と並行した試行に間に合わない。次回にはもう少し具体的な資料を出したい。
全体会は、いつ頃開催するのか。
- (事務局) 来年の 2~3 月頃にコーディネーター調整会を開催し、その状況によって必要であれば開催する予定である。
- (コーディネーター) それでは、次回は 1 月 25 日に開催したい。
- (委員) 何を誰がどのように評価するかであるが、まずは何をということを決めておいた方がよいと思う。前回に話した事務事業の分類表だが、108 の事務事業をどう割り振るかだ。
- (事務局) 前にも話しに出ていたが、全部を評価することは困難なので、どのように取捨選択をするのかだと思ふ。
- (委員) 評価をするに当たってはある程度客観性が必要であり、客観性をもたせるためにどのような指標を用いるのかを考えるためにも事務事業を分類する必要があると思う。前に話した分類でも 18 あったので、それにそれぞれ 3 つぐらいの指標を考えるとかなりしんどいと思う。
福祉関係の評価では、視認というのがある。実際に評価する人が、目で見てみるということだ。紙で書いていることだけでなく、現場を見る必要があるのか、見ることができるのかどうかを考えると、事務事業を分類するサイズの大きさがどうなるのかが問題であると感じた。
指標を担当者で考えてもらうのも、1 つの方法かもしれない。
- (委員) 対象というか分野というかわからないが、少ないかもしれないがエイズや HIV などの差別もある。
- (事務局) そのほかにも、性同一性障害や犯罪被害者など人権教育のための国連 10 年計画では 11 ほどあると思うが、それに対しての事務事業はないとしても、課題としてあるならば全て書かなくてもその他としてまとめてもよいのではないか。
- (委員) 評価はこれが正しいというものはできないと思う。とりあえずやってみて、それからまた考えればよいのではないか。
- (委員) PDCA サイクルでまわすことによって、自己改革が生まれる。このことに意義があると思う。
- (委員) 作業として、事務事業の 108 の事業を分類表に事務局が割り振ってくれるのか。
- (事務局) まずはどういう枠組みで振り分けるのかという、骨組みが必要だ。しかし、全部の事務事業を振り分けるのは非常に困難なので、代表的なものは何なのかを検討していけばどうか。
- (委員) 指標の話だが、具体的に指標とはどのようなものなのか。
- (事務局) たとえば相談事業でいうと、その事業が有効かどうかをその相談件数で判断するとする。その件数が、評価する材料であり指標である。
- (委員) 件数そのものを指標とすることもあるが、例えば目標を 12 件と定め実際の件数が 10 だったりすると、目標に対して評価をすることができるので目標も大事である。
- (コーディネーター) 評価指標や評価項目、評価基準など用語があいまいなので、定義をして協議していきたい。

(9) 第 9 回分科会 開催日時：平成 19 年 1 月 25 日 (木) 19:00~21:20 開催場所：まちづくり協働センター会議室 5

- (コーディネーター) 前回配布した会議録について、異議はないか。→ (異議なし)
前回の話し合いでは人権施策を課題や分野で分類すると 7 つ、目的や種別で見ると 3 つに分かれるので、事務事業をこのマトリックス (行列表) に入れていこうということであった。もう一つは、評価項目や評価指標、基準という言葉が混乱しているので用語を定義しようということであった。
資料をコピーしてきたが、1 つは社会教育事業の検証・評価に関する調査研究事業の報告書で、平成 17 年 3 月にまとめられたものであるが、公民館活動の例が書かれている。評価項目や評価指標が詳しく載っているので参考になるのではないか。もう 1 つは、教育評価の第一人者が書かれた用語解説書である。目標にもとづく評価が一般的だが、目標にとらわれない評価 (ゴール・フリー評価) が人権施策評価には必要だと思う。また、評価の尺度とか指標、どういう手段で何をもって評価していくのかということで、教育の世界ではルーブリック (評価指標) がいわれている。5 段階評価をする場合に、何々ができた場合は 5 だというように、数値を記述で表すことである。最後に、カリキュラム設計ワークブックのコピーだが、実際のルーブリック (評価指標) の作り方が載っていたので参考になると思う。
- (委員) 用語の定義は、今後この資料に基づけばよいのか。
- (コーディネーター) そのように運営したい。
- (委員) 「誰が」「何を」「どのように」評価していくという中で、まずは「何を」を決めていくのが先決ではないか。以前に配布された人権施策にかかる事務事業の一覧表をみると、また別の分類の仕方もある。「その他の問題」というくくりはわかりにくいので、総合的・横断的な分野という表現の方が理解しやすいのではないか。
- (事務局) ここでいう「その他の問題」というのは、前回 HIV とかハンセン病、性同一性障害などの問題のことを指していた。ここでの分類は課題別・分野別という分け方であったので、総合的・横断的という全部の分野をまたがるようなものとは区別した方がよいのではないか。

- (委員) 一度、ある1つの分野について、マトリックス(行列表)に事務事業を入れていってはどうか。
- (コーディネーター) マトリックス(行列表)をつくることで、人権施策が洩れていないかというチェックもできる。また、今の施策がどこに力が入っていて、どこに力が入っていないかわかる。マトリックス(行列表)をつくることは、1つの通過点でもある。
- (委員) マトリックス(行列表)をつくって、三田市の人権施策の全体を評価するということだが、施策の数が多いからといって施策が進んでいるとは言えない。
- (事務局) マトリックス(行列表)の分類で課題・分野という表現が混乱するので、分野だけにすればよいのではないか。そして、総合的・横断的なものは別の1つの分野として付け加えてはどうか。もう1つの分類も、目的・種別と表現しているものも統一した方がよい。それを調整し、「何を」の事務事業を当てはめて議論を進めてはどうか。
- (委員) 目的・種別は、もともと時系列で考えた。福祉の分野ではそうなっていることが多い。しかし、実際に当てはめていかないとわからない。
- (委員) 高齢者の分野で仮に事務事業を考えても、人権に関するものは非常に少ない。福祉に関する事務事業が多いので、ここでは2つ(全体で約20)だけである。
- (コーディネーター) 細かい事務事業を分類する前に押さえておきたいことがある。1つの分野を取り上げてモデル的にやっけていこうということだが、それだと既存の事務事業を、よいからもっとやっけていこう、これは意味がないからやめようというだけで、新しい事業を起こそうということが起きてこない。マトリックス(行列表)自身が既存の施策のあるなしを見られるということで、ここは何もやっけていないという評価のものさしになる。例えば、同和問題を解決するのに何が必要なのか、今は何もやっけていないけどこういうことが必要ではないか、相談件数が減ればそれでよいのかという見方も必要だ。それをどんな指標で見られるのかを考えてこそ、どういう事業が必要なのかを考えられる。
- (委員) 全国的に珍しい施策だとか他の自治体ではどこでもやっけている施策だとか、あるいは今の時代の市民ニーズに適合しているのかということは、今やっけている施策をきっちり評価しないとわからない。現状施策を評価していく中で、評価指標の中にそういった見方を入れていくことも可能である。
- (コーディネーター) 人権のまちづくりのための評価であるのに、福祉のまちづくりのための評価になったり、行政効率のための評価になることを防ぐためには、人権という定義を明確にしないといけないが、人権という定義は簡単にはまとまらないので具体的な手法に移っていった。その過程でこのマトリックス(行列表)ができたので、この表の中で人権のまちづくりのために何が必要なのかなどを考えていきたい。
- (委員) 確かに女性問題にしても、ここに事務事業として上げられているだけではもの足りないと思う。経済的な援助だとか教育、特に男(女)らしさという男女の固定観念を幼児教育から小中学校へとリンクして取り除いていく必要があるのではないか。
- (委員) そういう施策の提案はAやBの分科会がすればよいことで、C分科会は評価に重点を置くべきではないか。ここはよくできているだとか、ここはもう少しがんばる必要があるという程度の評価でよいのではないか。
- (コーディネーター) AやB分科会とC分科会が分かれて議論すると、ピフオー(改善)策が小手先になってしまう可能性がある。人権のまちづくりを進めていくためにも、施策を評価することと新たな施策を検討することとは連携していく必要がある。
- (委員) PDCA(マネジメント)サイクルの中で評価システムはC(チェック)の部分であるが、人権のまちづくり推進委員会のABC分科会は三位一体である。評価することによって、次に改善・改革することにつながる。評価は改善・改革のためにするものである。
- (委員) そのことに異議はないが、それを考えるためにはまず現状の施策をきっちり評価した上で、そのこと(改善・改革)を言わないとナンセンスだと思う。
- (事務局) 人権施策の評価目標で何が必要なのかを考えるためには、まず評価をしてから考えるのか、先に何が必要なのかを考えてから評価のものさしを考えるのかは順番の問題でどちらも必要なことだと思う。
- (コーディネーター) 既存の事業を先に評価すれば、大事なことを見落とさないかが心配だ。大事なことが結局は詰められなくて、もとに戻って既存の施策評価をまずやってみようということになるかもしれないが、そこに行く前にまずは一度大きな(大事な)話をする必要があると思う。それをしなければ、評価の目標がわからないので、評価自体もできないと思う。
- (事務局) 人権のまちづくり推進委員会のもともとの主旨は、三田市人権施策基本方針に基づいている。それぞれの人権課題について、どういう方向で進めていくのかが書いてある。これが目的(方向)であるので、方向性がぶれないかという心配がある。また、その方向性の中で具体的な施策が見えてきたら、A、B分科会へ情報を流せばよいのではないか。あまり(範疇を)広げすぎると、大変だと思う。
- (委員) 先に実際の評価をしていかないと、今何を考えたらよいのかがよくわからない。
- (委員) マトリックス(行列表)に女性分野の事務事業を種別ごとに入れて分類し、そしてその目標像を自分なりに考えていってはどうか。両方並行して進めていけばどうか。
- (事務局) 「何を」「どのように」評価するのかが、「何を」が事務事業で「どのように」がどのような状態、目標(評価指標)ということだが、とりあえず女性の分野で次回並行して協議してはどうか。
- (コーディネーター) それでは、三田市人権施策基本方針を頭に入れながら、今回は女性の分野で協議したい。今回は、2月6日でお願いしたい。

(コーディネーター) 会議録について、異議はないか。→ (異議なし)

本日は宿題として、女性問題の分野について評価の手法を検討するということであった。まずは、その意見について皆さんに伺いたい。

(委員) 前回のマトリックス(行列表)を埋めることを考えたが、まずわかりやすくするために目的・種別の注釈を付けた。教育・啓発には促進・理解・機会・意識改革という言葉、保障・予防には権利擁護・支持という言葉、救済・相談には支援・推進・充実という言葉を付け加えた。そして、考えられる施策の内容をその中に書き入れた。

(委員) 目的・種別の目標をそれぞれ考えたのと、それに対する市の事務事業を入れていった。その中で、点々で書いているのは総合的・横断的な事務事業のことで全部にまたがるものである。それから、その細項目(目的・種別の分類)ごとにどう評価していくのかを考えた。前回コーディネーターが言われた形成的評価と総括的評価に分けて考えた。形成的評価の目標と実績の事例をいくつか考えたが、これでよいのかは検討していただきたい。例えば、人権作文・標語への出展割合や人権を考える市民のつどいへの女性参加者数、セクハラ・DV研修を実施した企業数、女性のための相談件数などである。この数値も架空であるので、実際の数値があるのか調べる必要がある。総括的評価は、必要性・妥当性・有効性・効率性・総合評価と分けて、市民ニーズや先進性、横断性、目標達成度、市民の満足度、市民1人当たりのコストなどを指標として評価する手法である。

そして、最後に目標達成のための課題と今後の施策の方向性を文書で記述するという評価のイメージ案を考えた。今後の施策の方向性は、前回議論した現在不足する施策についての提言をこの中で行う必要があると思った。追記として、この評価イメージはあくまで書類によるものであり、それ以外にヒアリングや視認(観察)による評価手法を取り入れることも考える必要があると思う。

(コーディネーター) 事業の先進性については評価が難しく、独自性があると評価が高いのかということ、その事業の内容にもよるので一概には言えないのではないかと思う。

(委員) 女性施策の事務事業をマトリックス(行列表)に入れていったのだが、保障・予防というのは少し疑問があるので敢えて入れなかった。そして、この事務事業がどれだけの市民に周知されているのかというのが非常に気になった。女性差別は男性の問題ということが本当に男性に届いているのか、教育・啓発ができてきているのか疑問である。救済・相談も待ちの姿勢になっているのではないかと思う。

また、市民との協働に工夫しているのかについても、民間の人権団体に周知されていないため、協働して取り組めていないのではないかと思う。市の各課の事業も連携して取り組めているのか、学校教育との連携は取れているのか、民生委員とはどうなのかという疑問がある。人権を基本において施策を進める上で一番必要なのは、人権や差別について市の職員全員が共通の認識をもっているのかという点である。窓口での対応で、ある職員は差別に気が付くが、ある職員は見過ごしてしまうこともある。同和問題にしる女性問題にしる、窓口で適切に対応できているのかという点が疑問に思う。

(委員) 確かに市職員の認識の問題は重要だと思うが、その認識をもっているのかいないのかを判断する材料は何なのか。評価する者が市職員は認識をもっていないと評価しても、その根拠を示さないと説明責任が果たせない。

(委員) 職員の人権研修も実施しているようだが、それも回数の問題ではなく中味の問題だ。

(委員) 学校との連携では、人権を考える市民のつどいで人権標語やポスター、作文などの表彰や発表があったが、その応募にどれだけの学校が関わっているのかなどの数値を基に判断することは可能であり尺度となるのではないか。

(委員) 女性施策の事務事業でここに9つあるが、私は1つも知らなかった。人権研修には参加しているが、このような話は聞かなかったし、いろんな機会でも知らしていく必要があるのではないか。DVなどの問題に直面し相談を受ければ知ることができるだろうが、そういうことがなければ一般には知ることができない。人から相談を受けても、市役所に行って相談すればどうかとしか答えられない。

事務事業をマトリックス(行列表)に割り当てて、その後どうするのがわからない。

(委員) 今あるこのマトリックス(行列表)を活かして、とりあえず人権に関する事務事業を全部埋めてしまわないと前へ進まないのではないか。

(委員) 実際に評価するのはどこかにスポットを当てて、今年度はとりあえずこの分野とこの分野というようにしないと全部一度というわけにはいかない。

(委員) 評価のシステムは我々が考えるが、その対象の分野は評価する者が決めて実施すればよいと思う。

(委員) 評価する者が決めたらよいとは思いますが、評価システムを考える上で我々が実際に評価をしてみないとわからないので何かを評価する必要がある。それで全部の人権施策を一度に評価した方がよいのか、分野に分けて評価をした方がよいのかわかるのではないか。

(コーディネーター) 私は、全ての人権施策の事務事業をマトリックス(行列表)に入れようとは思っていない。委員から提案があったように、事務事業を目的・種別ごとの施策にまとめて評価するイメージである。個々の事務事業の評価は、今市が行っている事務事業評価の中に人権に関するものを書き加える程度にして作業を簡略し、それらを基に新たに総括的な評価ができればよいと思っている。

実際に評価するに当たってどのように進めていくのかを、事務局と相談して原案を出して審議していきたい。委員の提案をできる限り活かして原案をつくるので、次回に議論をお願いする。

(事務局) 基本的には委員が提案された内容のことをイメージしているが、その中にどれだけ市民にわかりやすい視点を組み込めるのかが焦点だと思っている。

- (委員) 専門的知識がなくても評価できるシステムがよいと思うが、市としてはそれでもよいのか。
- (事務局) 専門的な知識がなくても評価できるシステムの方が、市民に対し説得力があると思う。
- (委員) それがコーディネーターが言われた個々の事務事業評価ではなく、大きな視点からの評価だと思う。
- (事務局) 継続しなければ意味がないので、あまり難しすぎると続かなくなる可能性がある。できる限りシンプルなものが多いと思う。また、客観的な数値は必要であるが、それは主になるものではなく従であり、実際は市民がどう満足しているのかということがポイントである。その重要な部分が主観的になるかもしれないが、それを補う客観性も取り入れたい。
- (委員) 客観性は1つか2つくらいは必要で、それをアンケートで取るということも考えられる。
- (事務局) 今、三田市同和教育研究協議会で、アンケートの実施を考えている。今年の3～4月に調査を行い、7～8月くらいには分析ができると思う。その結果が出たら、皆さんに報告したい。
- (コーディネーター) それでは、原案を作成する期間をいただいて、次回の日程を決めたい。今回は、3月14日をお願いしたい。

(11) 第11回分科会 開催日時：平成19年3月14日(水)19:00～21:00 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

- (コーディネーター) 会議録について、異議はないか。→(異議なし)
- 人権推進のための評価システムを考えてきたが、できる限り簡素化を目指して二本立てとし、1つ目は行政活動を通じた合理化ということで、現在実施している事務事業に人権尊重・推進への寄与度を付け加える方法である。2つ目はオーソドックスだが、①人権推進にかかわる独自の事業内容の点検や課題の抽出②点検結果や課題等を踏まえた改善点の検討③改善点に基づく提言や次年度への反映を目的に、前回にも議論しているマトリックス(行列表)に応じて評価する方法である。
- その中で、目的・種別の横軸については、市の人権施策基本方針の施策体系とよく似ているので、それに合わせた。また、分野についてもその方針で6分野あるのでそれに合わせ、人権施策基本方針に沿った形で評価してはどうかと思う。計画を作っただけで終わることのないよう、その計画をチェックする必要があると思う。評価手法とスケジュールは事務局と相談して実施したいが、一応の目安を出している。
- (委員) 1つ目の今ある事務事業評価に人権推進寄与度を付け加えるというのは、人権施策基本方針に「人権尊重を市の全ての施策に位置づけ」と書いてあるようによいことだ。しかし、今まで議論された「誰が評価するのか」ということが書かれていないが、事務事業評価に付け加えるものは内部評価だと思うが、前回先生が言われた職員や部署間相互の評価というのはどうなるのか。
- (コーディネーター) 事務局と相談しながら、検討していきたい。
- (委員) 推進委員会が内容の点検や改善策の検討をすることになっているが、評価をする主体は推進委員会とは別の組織がよいのではないか。利害関係のない独立したところで評価することが望ましいと思う。
- (コーディネーター) 評価がレッテル貼りや値踏みになってしまうが、大学でいうと専門的機関で評価することが本来に大学や教師の活性化につながっているのかということ必ずしもそうではない。第三者評価より自己評価の方が活性化に役立つ。客観性が多少犠牲になるかもしれないが、自己満足でも自分自身で評価した方がよいと思う。三田市が全国で何番目という評価ではなく、三田市民自身の人権意識が高まることで市民に還元されるような評価が望ましい。
- (委員) 評価する組織は、推進委員会の1つの部門とするのか。
- (コーディネーター) そこはまだはっきりしていないが、そうするのか推進委員会全体で評価するのか検討していきたい。
- (委員) 私は推進委員会を離れて評価することは考えていなかった。
- (委員) 推進委員会が提言したり、協働作業をすることも評価しなければならないので、それを推進委員会自身が評価すると仲間内で評価することになるので問題ではないか。推進委員会も含めて評価する評価機関が必要ではないか。評価を公表することを考えても、別の組織の方がよいと思う。
- (委員) 評価した内容を翌年度の事業へ反映するとすると、推進委員会の役割ではないか。
- (委員) 推進委員会のメンバーの何人かが、その別の評価機関に入ることも可能だ。
- (コーディネーター) 市民にとっては専門的・客観的な評価は満足度があり、別の評価機関が必要だとは思うが、市民抜きの空洞化したまちづくりになりかねない。人権尊重や推進となるとちょっと違うような気がする。当事者が自己評価して改善することが重要で、そこに多くの市民がかかわり情報交換し、アンケートも取りながら多くの市民を巻き込んでいくことができればよいと思う。
- (委員) 評価することにより事業が改善されなければ意味がないので、評価後のことを考えると別の評価機関だとその部分がわからない。
- (事務局) 活動報告書に書いてあるが、先生のスケジュールとしては2期目も試行しながらよりよい評価システムを構築していくようになっている。評価する主体についても、試行する中で検討してはどうか。
- (委員) それでは、1期目では評価項目とか評価指標は決めなくてもよいのか。
- (コーディネーター) 決めなくてはいけない。今期は試行とはいかなくても、どこかの課でモデル的にやってみるつもりである。試行するといっても、ある程度のものがないとできない。
- 事務局の案もお聞きしたが、その内容について説明願いたい。
- (事務局) 先生の了解をいただいたのでご説明するが、先生の案と重複するところがあるのでご了承願いたい。1つ目は、先生のご提案と同じで現在の事務事業評価に上乘せ評価をするものであり、先生の案である人権推進寄与度の項目を、今までの議論で出たもの①市民への周知度と市職員の認知度②市民

との協働への工夫度③庁内・学校・市民グループとの連携度の3つを抽出して評価項目とした。

2つ目として、マトリックス（行列表）の分野ごとの評価も先生の提案と同じであり、前回委員から具体的な提案があったがそれとも同じ考え方である。それをより具体化したり、一部評価項目を入れ替えたりすればよいと思う。

3つ目として、1つ目と2つ目を総合して評価する総まとめの評価である。その内容として、目標にとらわれないゴール・フリー評価や観察・ヒアリング評価、PDCAサイクルの中の目標達成のための課題や今後の方向性を評価するものである。

(委員) 最後に三田市人権のまちづくり推進本部へ報告するとなっているが、評価して報告するのは推進委員会ということを考えているのか。

(事務局) そう考えていた。しかし、コーディネーター調整会では決定していない。

(委員) 今年（第1期）は我々で一応評価してみて、来年（第2期）は推進委員会で評価を試行し、その後のことは推進委員会で検討するということか。

(コーディネーター) そう考えている。

次回は、女性施策に関する事務事業評価と次世代育成計画評価の資料を事務局に取り寄せてもらい、女性施策について本日提案した内容や前回委員から提案のあったものを具体的に検討したい。

それから、今年度の活動報告書をまとめたので配布したが、意見を伺いたい。まだ十分まとめきれないが、何か意見があれば3月23日までに事務局へ連絡してほしい。それでは、次回の日程を決めたい。次回は、4月26日でお願いしたい。

(12) 第12回分科会 開催日時：平成19年4月26日（木）19:30～21:10 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

(コーディネーター) 前回までの会議の運営で、変更したい点が2つある。1つは、行政内評価の事務事業評価が来年度から全事業に実施される予定であったが、300程度に変更され、その後の事業数は未定となった。事務事業評価に付け加えて評価する手法を再検討したい。

(事務局) 現在の変更案では、時間的・経費的な面や職員の負担に対して、全事業をすることが果たしてそれほどの効果があるのかという議論となった。すべての事業は必要ないのではないかという方向である。

(コーディネーター) もう1つは、A分科会でネットワーク構築の提言があったが、その発想を活用するとそれぞれが主体的になりえるということで、評価についても自己評価が中心になり、それを基に人権のまちづくり推進委員会が外部評価を行うということも考えられる。また、B分科会では子どもにしばって議論していることもわかったので、それらを踏まえて協議しようと思っている。

(委員) B分科会が子どもにしばった理由は何か。平成13年の市民意識調査では、最も関心のある人権課題は「高齢者の人権」という結果が出ている。

(コーディネーター) 構成メンバーの話や成り行きで子どもを中心とした議論になったと思うが、C分科会が高齢者を中心に議論してもよい。

(委員) 今までC分科会では女性施策を議論してきたので、そのままよいと思う。

(委員) 現在やっている事務事業評価は、費用対効果が重要ということで公共事業が中心なのか。

(事務局) そういうことではない。まちづくりの施策がいくつか分類され、その施策ごとにバランスをとって選考されていると思う。180事業のうち、人権に関係があると思われるものを8つ選んでコピーしてきた。今年度はもう少し増えると思う。

(コーディネーター) 180になるのか300になるのかわからないが、事務事業評価に付け加えて評価をするシートを作成しようと思う。

(事務局) 事務事業評価が全事業実施しないとすると、対象事業を再検討する必要がある。事務事業評価に付け加えて評価する手法のほかに、以前調査した人権施策108事業について新たに評価するという手法もある。

(コーディネーター) それでは各課に調査した108の事業について、3つの評価項目を基に各担当課で回答してもらってはどうか。

(事務局) 事務事業評価180のすべての事業にするのか108の事業に実施するのか、女性施策だけにしぼるのか、また全般的・横断的施策も含めるのか。すべての事業を回答してもらっても、その後どうするのか。中味が決まっていないうちに、全庁的に実施するのは早いのではないか。

(委員) サンプルはたくさんある方がよいが、市の職員の手間を考えると、今さまざまな調査がある中ですべての事業についてはしんどいのではないか。

(事務局) 人権にあまり関係のない事業について回答を求めても、回答できないのではないか。

(コーディネーター) やはり、人権施策に関する以前調査をした108の事業にするべきだと思う。2年前に協力してもらった課なので、今回も協力してもらえと思う。

(委員) それでやってみてはどうか。

(コーディネーター) それでは、次回A4程度の評価シートを提案する。それを検討して内容が決まれば、関係課に回答してもらいたい。それが固まれば、その次のステップとして女性施策にしばって施策評価を考えていきたい。

(事務局) 今日は次世代育成支援地域行動計画評価シートもコピーしているが、これは次のステップである施策評価のサンプルである。これも女性施策に限定したが、選定することが難しかった。

(コーディネーター) 次回は、内部評価の事務事業評価から検討する。それでは、次回の日程を決めたい。次回は、5月17日でお願いしたい。

(事務局) 学校の道徳の評価について検討されているが、現場にとって行動面に対する評価は非常に難しい。

学校によって一応評価基準はあるが、それぞれの学校ごとにあるため、同じ子どもの評価であっても学校ごとに評価が異なる可能性がある。また、教師の主観的な部分もあるので、教師によっても評価が異なる。客観性のある評価はとっても難しいし、数値化されると輪切りの評価になってしまう。

(コーディネーター) 客観性を保とうとすれば、他人に見てもらうのがよい。今、中教審(中央教育審議会)でも議論されているが、政府で決められるものではない。各教師の主観がぶつかりあって、出てくるものだと思う。今は情報公開の時代なので、自分たちが主観で評価している内容を情報公開し、それに対して市民の意見を問うことにより、多くの市民が納得すればそれはよい評価になっていることだと思う。

(13) 第13回分科会 開催日時：平成19年5月17日(木) 19:00~20:30 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

(コーディネーター) 前回議事録を確認したいが、意見はあるか。(承認)

今までの議論をまとめたが、内部評価として担当課の1次評価と人権のまちづくり推進本部による2次評価の事務事業評価をし、そして外部評価として人権のまちづくり推進委員会による施策評価を行う。それを受けて、PDCAサイクルのA(アクション)の部分である行政内意思形成を人権のまちづくり推進本部でアクションを起こすという全体のシステムである。

行政の評価だけでなく市民の各種活動も、すべては掌握できないが評価の対象にするということで、把握できるところは自己申告という形でも評価をし、それを含めて三田市の人権状況全体をつかんで人権のまちづくり推進委員会が評価することが望ましい。単なる行政のチェックマンではいけない。

(事務局) 今説明があった内部評価と外部評価の具体的な方法として、内部評価における「人権施策事務事業評価シート」と外部評価における「人権施策評価シート」を作成した。

事務事業評価は、以前庁内で調査した人権に係る事業について、担当課が評価を行うものである。人権施策基本方針の位置づけを認識して、各項目について自己評価を行う。また、評価指標は担当課で考えてもらってはどうかと思う。こうして、担当課においては二次評価欄以外を埋める。二次評価については、人権のまちづくり推進本部という市の幹部で評価を行う。そして、その評価内容を外部評価である人権のまちづくり推進委員会へ報告する。

施策評価は、以前協議した内容を表にまとめたものである。表の枠外に書いてあるのは課題で、事務事業評価の総括的評価をどうするのか、視察やヒアリングによる評価をどうするのかということである。先ほどコーディネーターの話にあった市民の各種活動評価であるが、この視察やヒアリングによる評価の部分でよいのではないかと思っている。

(コーディネーター) 施策評価は人権のまちづくり推進委員会が行うことになるが、形成的評価の数字的な部分は担当課に聞かないとわからないのではないか。

(事務局) 人権のまちづくり推進委員会で指標や目標・実績を検討するが、必要に応じて市へ調査依頼すればよいと思っている。

(委員) 市民の満足度・期待度という評価項目だが、期待度の部分は市民ニーズの評価項目と似ているのでこちらに入れた方がよい。そして、形成的評価とか総括的評価という表現は、できるだけ市民にわかりやすい表現にした方がよい。例えば、形成的評価を「指標の設定」に、総括的評価を「施策の評価」あるいは「総合的評価」というように換えた方がよい。

(コーディネーター) そのとおりだと思う。表現については、今後考えたい。

(委員) 効率性の評価項目であるが、費用対効果ということが人権施策にはなじまないこと、また例えば女性施策の部分だけのコストを出すことは難しいと思う。この項目を入れるとすれば、施策評価ではなく事務事業評価の方へ入れたらよい。

(事務局) 評価というのは活動を発達・促進する目的があり、職員への啓発も含まれているので、評価項目としては必要ではないか。

(コーディネーター) 事務事業評価の4つ目の評価項目として入れたらよいと思う。

(委員) 内部評価の中で、担当者が作成したものを課長その他職員全体でチェックするとあるが、チェックでは軽い。評価は職員の人権に対する意識を高めるため、全員参加で一生懸命考えることが重要だと思う。

(委員) 課全体で同じレベルで作成するとすると大変な作業になる。ある程度のたたき台を担当者が作成し、それを全職員で検討することでよいと思う。

(事務局) 評価は客観性が大事である。自分の仕事を客観的に評価することは、難しいことだと思う。しかし、それを同僚がチェックする。課長がチェックする。その上、市役所全体で評価していくので、かなりのチェックがあり、客観性がでてくるのではないか。

(コーディネーター) 職員の意識を高めることと評価に客観性を持たせることの2つの目的があるので、チェックというのは悪いところを指摘するだけと捉えられるため、「確認・検討を通して職員の意識高揚を図る」にした方がよいかもしれない。

次に、評価対象事務事業以外の事業のチェック方法も具体的に検討しないといけない。

(事務局) 評価対象事務事業の担当課は30あるが、そこに限定するのかその他の課も含めてチェックするか検討する必要がある。人権施策事務事業をピックアップするときには全課を対象に調査を行ったが、30以外の課はその時に人権に係る事業がないという判断だった。

(コーディネーター) 全部でいくつの課があるのか。

(事務局) 70くらいだと思う。現在の評価対象担当課となっている倍以上はあると思う。

- (委員) 取り敢えずは 108 の事業の担当課でよいと思う。人権をこじつければ対象となるかもしれないが、あまり関係のない課は必要ないのではないか。
- (コーディネーター) その部分については、もう少し検討する。
- (委員) 外部評価というのは、1 次と 2 次の内部評価を受けて、その評価内容について評価をするのか、それとは別に人権施策全般をみて評価するのか。また、1 次評価の内容を 2 次評価で修正された場合、2 次評価だけを評価するのか。
- (コーディネーター) 基本的に 2 次評価は、1 次評価の内容を踏まえて、少し付加されて評価されるものである。(だから、両方の評価を外部評価としては把握できると思う。)
- (委員) 外部評価における評価の指標は、行政の都合で選定されるきらいがあるので、やはり人権のまちづくり推進委員会が責任をもって主導した方がよい。しかし、どんな評価指標があるのかというと人権のまちづくり推進委員会では把握しきれないところもある。
- (コーディネーター) 評価指標に対する目標と実績の記入欄があるが、現状により目標も変わってくるので、その数値の補足説明も必要だ。次回に修正案を出したい。
- (委員) 実績については、目標と対比するだけでなく、過去の継続的な実績としてトレンド(傾向)をみることもできる。
- (事務局) 事務事業評価(内部評価)にも評価指標の記入欄があるので、それも生かしながら検討するというのはどうか。アイデアとして、行政に問うことも可能である。
- (委員) 事務事業は人権施策として意識する必要があるので、外部評価の評価指標についても事務事業の中に入れる必要があると思う。
- (コーディネーター) 内部評価が外部評価の役に立たないといけないので、もう少し内部評価と外部評価がリンクするように考えたい。また、市民の各種活動をどう評価するのか、視察及びヒアリングによる評価など考えておいてほしい。
- 次回は、6 月 7 日でお願いしたい。事務局が進めている市民意識調査の内容がわかれば、情報提供してほしい。

(14) 第 14 回分科会 開催日時：平成 19 年 6 月 7 日(木) 19:00～20:30 開催場所：まちづくり協働センター会議室 5

- (コーディネーター) 前回の会議録を確認したいが、異議はないか。(異議なし)
- まずはじめに、添付資料について、事務局から説明をお願いしたい。
- (事務局) 本論の資料以外に「人権に関する市民意識調査」と「人権講演会」の資料を添付している。「人権講演会」は、現在 A 分科会の方で人権センター機能について議論されているが、専門的な話を聞こうということで開催することになった。せっかくの機会なので、A 分科会だけでなく他の分科会や三同教(三田市同和教育研究協議会)、庁内の人権のまちづくり推進本部のメンバー等に声をかけることになった。是非とも参加願いたい。
- 「人権に関する市民意識調査」は、一昨年に名称変更を含めて三同教の今後の方向性を考えないといけないということに端を発して実施することになり、昨年から人権のまちづくり推進委員会の委員長である神原先生にお願いして原案を作成していただいた。10 回程度三同教で協議し、ほぼ内容が固まった。調査対象は、三田市に住居登録及び外国人登録のある方の中から、無作為に抽出した 5,000 人に郵送する。発送はできる限り早急に行いたいが、今月末か来月上旬には回収したい。そして、秋ぐらいに集計を行い、今年度中に三同教としての方向性や人権のまちづくりの取り組みに生かしていきたいと考えている。調査項目等意見があれば、事務局までお願いしたい。
- (コーディネーター) わかりやすくまとめられたが、少しボリュームがあるような気がする。研究者としては、人権意識に関するイメージを聞いていることに関心がある。
- (委員) 他の市町村と比較して、三田市の人権意識を確認してみたい。
- (委員) いくら回収できるかだ。私がこういう会に参加していなければ、三同教って何やねん、しかもこんな分厚い調査だとおそらく書かないだろう。一般市民はこういう感覚だろうから、回収率に興味がある。
- (委員) できるだけ回収してほしいので、やはり督促は必要だと思う。
- (事務局) 督促といっても無記名の回収なので、お礼状の最後に「まだ出されていない方はお願いします」という形になる。
- (コーディネーター) では本論に入りたいが、前回議論した「人権施策事務事業評価シート」と「人権施策評価シート」の修正を行った。「効率性(費用対効果)」の項目は、費用はそのまま「予算・決算」を記入し、効果は「前年度に対する改善度」という項目にした。効率が上がったかどうかは、前年度と比較して改善しているかという視点にした。
- 内部評価の課内での「チェック」という表現を、「職員全体で確認・検討することを通して、全職員の意識高揚を図る」という表現に修正した。また、人権施策のない課まですべての職員に対する調査のことも検討したが、将来的な課題として今回の試行の中では実施しないこととした。
- (委員) 「庁内・学校・市民活動グループ等との連携度」の項目だが、もう少し広がりのある表現の方がよいのではないか。自治会や老人会などの諸団体があるので、そのイメージも入れた方がよいのではないか。
- (コーディネーター) それでは、「関係団体」というのも入れる。
- (委員) 「総合的」と「総括的」という表現があるが、意味を使い分けた方がよい。
- (委員) 「視認」、「視察」という表現も、「観察」に統一した方がよいのではないか。
- (コーディネーター) 大まかなところは了承いただいたので、次に日程的なことだが、内部評価にかかる調査につい

ては6月中に庁内の合意を取っていただいて試行をしたい。7月上・中旬に担当課調査を行い、それを受けて7月下旬頃に再検討したい。

それとは別に、外部調査における「観察及びヒアリングによる評価」を検討したいので、7月上旬ぐらいに外郭団体や市民活動グループを対象に実際にやってみたい。女性問題を具体的に検討しているので、「男女共同参画プラザ」を考えている。その前に、次回になるが具体的な詰めの会をしたい。

(委員) 観察やヒアリングだけでなく、書類の提出やその評価も必要ではないか。

(事務局) 書類の提出を受けるのは、ヒアリング調査の中で行われるものと認識している。

(委員) 実際に観察やヒアリングをやってみるとなると、人権に関する話し合いとか具体的なテーマを決めないといけない。

(委員) 「男女共同参画プラザ」で、何を聞かなければならないのか。「人権施策評価シート」の内容のことを聞くのか。

(コーディネーター) そうではなく、どういう活動をしているのか、またどういうことを聞けば「人権施策評価シート」の中味が埋まるのかを確かめるものである。

(委員) ヒアリングすることで「人権施策評価シート」が充実するということが。

(事務局) そういうことであるが、ヒアリングや観察した内容を記録することも重要である。その内容を踏まえて評価することにより、女性施策全体の課題や方向性が見えてくると思う。「人権施策評価シート」とは別に、「観察・ヒアリングシート」を作る必要があるかもしれない。

(コーディネーター) 次回の宿題として、「観察・ヒアリングシート」の案を持ち寄り、内容を確認して実際にやってみるということだ。

(委員) 宿題といっても難しいのではないか。

(事務局) まずは、活動内容を聞くしかないのではないか。また、市の機関であるまちづくり協働センターにも男女共同参画担当がいるので、市が何をしているのかも聞いてはどうか。その後、皆さんの疑問に思うところや人権に関する質問をしてはどうか。

(委員) 啓発はどんなことをやっているのかとか、男性がどれぐらいいるのかなど聞けばよい。特に、男性の活動は非常に重要だと思う。三同教の「女性」分科会で発表者も参加者も女性であったが、「女性問題」は男性の問題ということで「両性の自立と平等」分科会と名称も変わり徐々に改善されつつある。

(コーディネーター) それでは、次回は6月21日でお願いしたい。そして、7月の中旬に「男女共同参画プラザ」へ観察・ヒアリングをしたい。

(委員) 前もって「男女共同参画プラザ」の資料がほしい。

(コーディネーター) 次回の時に、できる限り準備をする。次回までに、皆さんもヒアリング項目を考えてほしい。

(15) 第15回分科会 開催日時：平成19年6月21日(木) 19:00~21:00 開催場所：まちづくり協働センター会議室3

(コーディネーター) 前回の会議録を確認したいが、異議はないか。(異議なし)

それでは前回お話ししたフィールドワークとして、まちづくり協働センターへのヒアリングを行うことについて、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) まちづくり協働センターの中にある「人権・男女共同参画プラザ」を受託している「アングス☆フリット」という市民活動グループと調整を行った。日程は7月6日で、内容としては「人権・男女共同参画プラザ」管理運営業務を中心としてその他の活動も含めて説明をいただき、その後質疑応答と意見交換を実施したい。そして、最後に「人権・男女共同参画プラザ」を視察するという内容である。

調整を行った中で、誤解されたのは評価をされるということで、誰がどのような内容で評価するのかを心配されていた。それは、評価のしくみづくりを考える中で試行的に実施するものであり、評価をすることが目的ではないことを説明した。また、我々が市への提言を行う組織ということで、具体的な女性施策の要望に対してどうかするという立場(会議の主旨)ではないことを「アングス☆フリット」も「C分科会」もお互い十分理解するようお願いしたい。

市の女性施策担当課へのヒアリング調査は、庁内自己評価の試行を予定しているので、その内容を見ながら必要があれば実施するものと考えている。

(コーディネーター) 質問があれば、お願いしたい。

(委員) 市からの補助金は出ているのか。

(事務局) 「人権・男女共同参画プラザ」の運営委託金は出ているが、その他の補助金があるのかはわからない。

(委員) 「アングス☆フリット」の事業計画はあるのか。

(事務局) 資料としてはなかった。

(委員) 男女共同参画という考え方は新しいと思うが、他の市町でも実際やっていることといえば料理教室などイベント的なものが多い。そういう面しか機能していないので、本当に目指しているものは何なのか、どういう方向に行こうとしているのかがわからない。

(委員) 三田市の場合だと、例えば委員会や審議会などの女性割合の目標などがある。そして、それに達していない理由は何だとか、市の一般行政職管理職の女性割合があまり高くないが、なぜ昇進試験を受けないのか、受けにくい状況があるのではないかとということが議論されている。男女共同参画社会の実現のためには、女性の社会進出をもっと推進しなければならないということである。

(委員) 男女共同参画社会実現のための啓発や研修など、「アングス☆フリット」がやっていると思う。

- (コーディネーター) それは、「人権・男女共同参画プラザ」の中の事業でやっているのか、自主事業としてやっているのか。
- (事務局) 「アundas☆フリット」に聞いてみないとわからない。
- (委員) 「人権・男女共同参画プラザ」と「アundas☆フリット」は同じか。
- (事務局) 「人権・男女共同参画プラザ」は、市の施設名でまちづくり協働センターの6階にある。その運営委託を受託しているのが、「アundas☆フリット」である。
- (コーディネーター) 「人権・男女共同参画プラザ」の業務で就業支援も行っているようだが、企業に働きかけているのだろうか。
- (委員) 「人権・男女共同参画プラザ」でやっていることが、女性施策にとってどれだけ役立っているのかなどを聞きたい。
- (事務局) 当日の時間配分は、「アundas☆フリット」の説明に15分程度、質疑応答と意見交換に30分から45分程度が適当だと思う。
- (コーディネーター) それでは当日よろしくお願ひしたい。次に、庁内で実施するモデル的な自己評価について、事務局から説明をお願いしたい。
- (事務局) 庁内で試行する評価の内容を市で検討したところ、試行と言いながらも評価されるということで慎重に進めていくことになった。中味が煮詰まっていなくて現段階で情報が外部に流れるということは、十分な内部説明が必要である。また、現在庁内で実施している行政評価との整合性も整理されていない現状では、全事業に対して試行することは時期尚早である。
- 現在、女性施策をターゲットにして一旦評価してみるというC分科会の方針であるので、女性施策に関する事務事業は全事業でもよいが、その他の分野は2～3程度のサンプル的なもので試行を実施してはどうか。
- (コーディネーター) 市の見解は理解できる。それでは、女性施策の分野と総合的・横断的な人権施策を対象としてはどうか。
- (委員) 総合的・横断的な人権施策の中でも、女性に関係するものにしぼってはどうか。
- (事務局) やはり当初の目的であったように、女性施策をモデルにしてそれが他の分野でも通用するのかということや、市職員の意識の高揚や発達・促進するための評価として幅広く検討するためにも、範囲は全分野でいるんな課にまたがった方がよいのではないかと。次回に対象事業の事務局案を提案する。
- また、記入に関しても、その事業の視点に立ったものとなり、人権の視点に立った評価とはなりにくいものではないか。実際にC分科会が評価する時に、使えるような内容のものにしなければならない。特に、「市民との協働」という評価項目は、市で実施している行政評価とバッティングしており、その整合性も図らないといけない。
- (コーディネーター) 行政評価とのバッティングは問題だが、その状況も聞きたいので行政評価の転記でもよいと思う。人権の視点の評価は確かに難しいと思うので、あまりこだわらずその事業の視点からの評価でよいのではないかと。ただし、人権推進にとってこの事業がどんな意義があり、どんな役割があるのかを別項目で聞いてはどうか。事業を推進するに当たって、人権に配慮していることを聞いてほしい。
- (事務局) 次回に評価シートを修正して再提案する。7月6日のフィールドワークの時に再協議を行うので、試行はそれ以降となる。
- (コーディネーター) 次々回は、庁内試行評価の内容を踏まえて検討したいので、8月2日でお願ひしたい。

(16) 第16回分科会 開催日時：平成19年8月2日(木) 19:00～20:30 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

- (コーディネーター) 前回の会議録を確認したいが、異議はないか。(異議なし)
- それでは行政の事務事業評価を試行したが、その内容について意見を伺いたい。人権の評価をすることによってその事業の人権施策を推進することになり、人権を守る行政になっていくことが目的であるが、その主旨が十分説明できなかった。事前に丁寧なレクチャーが必要だったと反省している。また、法的に決まった事業については自己評価が書けないと思った。
- (委員) この評価シートを記載するのに大変苦労されたと思うが、市民の周知度と職員の認知度については、せめて1つぐらいは数値目標を書いてほしい。それも、過去3年ぐらいの実績と本年、来年度の計画を入れてほしい。そして、評価内容と課題というのではなく、その数値目標を達成するためにどう取り組んだのか、どう努力したのか、どう工夫・配慮したのかということを書いてもらった方が、次に外部評価する時に参考になると思う。取り組み内容と課題にしてはどうか。
- また、市民との協働への工夫度と市民活動グループ等との連携度は、同じような内容なので書きにくい。
- (コーディネーター) 記載例はつくったが、記入上の注意書きもつくればよかった。
- (委員) やはり第三者から見て説明ができるように、質問項目ごとに解説をしなければならない。
- (コーディネーター) この評価シートによって、職員の取り組みの姿勢が見たかったが、職員との間に齟齬があった。記入上の注意をつくるので、次回に提案する。
- 個々の事業について評価を行うと、法的に決められている事業など書きようがないことがたくさん出てくると思うが、行政の部署ごとに人権のため、市民のために何をやっているのかを課や係ごとに聞く方が答えやすいのではないかと考えた。
- (事務局) 職員の姿勢を見たり意識啓発には部署ごとの評価がよいが、それぞれの人権分野ごとの施策評価につなげるためには事業ごとの評価の方がよい。部署ごとになると視点がぼやけてしまうのではないかと。

- (コーディネーター) 人権サークル活動の支援という事業だが、具体的な支援はないのか。
- (事務局) 貸館業務を行っているので、場を提供していることが支援というだけである。
- (委員) なぜこれが人権施策の事業なのかわからない。
- (コーディネーター) 人権施策の評価という点では、本当に貸館だけしているのがよいのかということになる。何も自己評価がされていないが、改善点などは書けるのではないか。
- (委員) 市民への周知度という点では、市民がこういう活動をしているということをどれだけ知っているのかということである。他の職場の市の職員も、知っている人は少ないのではないか。そこを自己評価してほしい。
- (委員) 業務としては部屋を貸すだけなので、やはり書きようがないのではないか。
- (委員) 職員としてその活動との関わりがないから書けないのであって、関わりを持つとすればいろいろ書けるのではないか。市の姿勢としての問題点は、こういうことではないかと思う。職員の人権研修はやっているが、それを仕事の中に生かされていないのではないか。人権研修を仕事につなげるとい考え方が市には欠けているのではないか。人権研修を受ければそれでよいと思っていないか。窓口で人権に配慮しない対応があったり、一般の研修の場で職員の不適切な発言で会議が混乱したことがあったので、評価によって職員の人権意識の向上につなげられるようにできたらよいと思う。
- (委員) 自己評価が書いていなければ、こういう視点があることやこうすればよいということを外部評価で書くものだと思う。
- (委員) 指標は、その事業を担当している職員が一番適している数値を考えてほしい。その数値が多いのがよいのか、少ないのがよいのかを考える必要がある。
- (事務局) 何が一番適しているのかを判断するのは難しい。例えば、満足した数値がよいのか、参加した数値がよいのか、質と量の関係もある。今回指標を書いてもらう理由として、次の施策評価に客観性をもたせる指標のアイデアを、その事業に詳しい職員に出してもらおうという目的があった。
- (委員) 外部評価として、その指標がよいのかということも考えないといけない。外部評価は施策評価であるので、自己評価である事務事業評価をまとめて施策として評価する。だから、事務事業評価の指標自体を評価するものではないため、職員に考えてもらうだけでよい。
- (事務局) 職員には、参考にしたので指標を考えてほしいという方が書きやすいかもしれない。
- (委員) 外部評価する時は、自己評価をした担当職員にヒアリングするのもよい。今は自己評価の内容を検討しているが、これを外部評価するものがどう読み取るかである。外部評価しやすいような自己評価の内容にしてほしい。
- (委員) 外部評価を第三者機関（職員以外）で実施するというところで検討しているが、本来の評価者は市民であるので、市民の意識調査などで市民の満足度を諮るのが一番だ。
- (委員) 評価する目的は市民の満足度だけではない。職員自身の意識を高めてもらうことも、自己評価の目的である。
- (委員) 自己評価は、職員に課題をしっかりとつかんでもらうことである。その課題に対してどんな工夫をしているのかを書いてほしい。外から見れば、改善することがいっぱいあると思う。
- (コーディネーター) 今回は今日の内容を踏まえて修正した事務事業評価を検討したい。また、C分科会としての提言をまとめないといけないが、1期目でここまで検討できたので2期目でこうしてはどうかというようにまとめていきたい。
- (事務局) 外部評価の一環として前回フィールドワークを行ったが、この整理がされていない。
- (コーディネーター) それも含めて次回に提案する。次回の日程は、8月23日でお願いしたい。そして、最後の確認を9月5日に行いたい。
- (事務局) その後の予定としては、9月中に全体会を開催して提言書の内容を固め、必要があれば分科会を開催する。C分科会は、水谷コーディネーターがアメリカへ留学されるので、必要があれば神原委員長にお願いをする。そして、12月の人権を考える市民のつどいで市へ提言書を提出する予定である。

(17) 第17回分科会 開催日時：平成19年8月23日（木）19:00～20:30 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

- (コーディネーター) 前回の会議録を確認したいが、異議はないか。（異議なし）
今日は提言書の内容を検討していきたいと思うが、A分科会は人権センター機能を中心としてまとめられる予定である。市民と行政が協働できる活動の場として、縦割り行政を横断したような人権センターを考えられている。B分科会は、ドイツの円卓会議のような市民と協働した相談・救済体制を提言される予定である。
- (委員) 人権センター機能の中には、相談・救済機能は含まれるのか。
- (コーディネーター) 含まれる。A分科会とB分科会は重複したところがある。A分科会もB分科会も委員の自由な意見をまとめることで提言できるが、C分科会は人権施策評価システムを作らないといけないということで自由な意見が出にくい状況であった。どうしたらよいかわからない状態の中、行きつ戻りつようやくここまで辿り着いた。コーディネーター調整会では、人権施策評価システムを構築する上でどんな注意点が重要か、またどんな評価をしていくのかをまとめるだけでもよいのではないかという意見があった。具体的な評価シートなどを作るよりも、むしろ試行錯誤したプロセスが大事だということであった。
- 提言書の内容は、あせって評価シートを作ってしまうより、注意点・留意点をまとめて第2期目

につながる足がかりになるような内容になればよいと思っている。

- (委員) マネジメントサイクルとP D C Aサイクルの2つの表現があるが、P D C Aサイクルの方がわかりやすいのではないかな。
- (コーディネーター) P D C Aサイクルの注釈も必要かもしれない。
- (事務局) 「評価シート(評価のものさし)」とあるが、この表現でよいのか。
- (コーディネーター) 意味としてはイコールではない。評価シートに記載されている内容を評価する基準がものさしである。正確に言えば、評価シートはものさしではないので、表現を見直す。
- (事務局) 全体的な提言書のイメージを説明していなかったが、今議論しているのは2年間協議してきた内容を3～4ページにまとめる部分のことであり、今まで議論した全容は提言書の後半部分に載せる予定である。
- (コーディネーター) 提言書の全体的な内容は、最初にA・B・Cそれぞれの分科会の提言書内容を1ページぐらいにまとめたものを載せ、その次に人権のまちづくり推進委員会として全体的な背景や運営方針を書き、各論としてそれぞれの分科会の提言書を3～4ページぐらいにまとめて載せる。それに加えて、各分科会の会議録や資料など添付する。
- 10月2日に全体会を開催するので、そこで全体的な提言書の内容の承認を得る。それまでに、C分科会の提言書の内容を確定したい。
- (事務局) 今までの議論をまとめる中で、何をピックアップするのかということである。結果より経過(プロセス)が大事だと思うので、評価シートを載せるより経過説明を載せる方が重要だと思う。A・B分科会とは違い議論が難しかったことや「値踏み」という悪い評価のイメージを「発達・促進」という前向きなイメージに変えること、議論が右往左往しながらも一つ一つ積み上げていったことなどを説明する必要があると思う。
- (コーディネーター) 事務事業評価シートや人権施策評価シートを作ったり、マトリックスを考えたりしたことは成果であるので、それを2期目に引き継いでやってほしいと思う。評価シートをそのまま出してしまうのか、文章で表現するのかは検討したい。
- (事務局) 前回に事務事業評価シートの評価項目について、もう少し詳しい説明が必要ではないかという意見があった。評価シートをそのまま出してもわかりにくいので、その説明とセットで出した方がよいのではないかな。
- (委員) 福祉の関係において、現場で評価をする時は「決してあら探しにきたのではない」と言う。「皆さんの応援団として、よりよいサービスになるために来た」と言っている。
- (委員) 評価をされる側は、何か悪いところを探しに来られたように思う。しかし、そうではなく応援するためであることが理解されなければ、きちんとした評価にはならない。先日フィールドワークを行ったが、市民活動団体の方々には評価されると思ったのか、最初は構えておられた。
- (委員) 評価の目的が理解されない場合は、都合の悪い資料を出さなかったり、事実を隠したりすると思う。応援するという目的がちゃんと理解されると、すべてオープンにしてもらえると思う。隠されると、本当にあら探しになる。評価する側も、あらを見つけると評価した気になるものだ。
- (委員) C分科会のまとめとしては、みんながよくわからない中で行きつ戻りつ何とかここまで辿り着いた段階だということではよいのではないかな。プロセスを重視すればよい。人権評価システムをつくることは、いかに難しいかということがわかった。職員や市民活動を発達・促進するための評価は難しい。
- (コーディネーター) 事務事業評価の評価項目やそれを試行した結果などを折り込み、プロセスを踏まえながらまとめていきたい。三田市では、毎年市民意識調査を実施しているので、それを活用しながら評価することも考えられる。
- (委員) 男女共同参画の市民意識調査やその他の市民意識調査も実施しているので、それらも活用すればよい。
- (コーディネーター) 10月2日の全体会の後は、12月22日の「人権を考える市民のつどい」で提言書を市長に手渡す予定である。
- (事務局) 「人権を考える市民のつどい」の中で提言書を市へ手渡すとともに、提言書の内容を神原委員長から報告をいただく予定である。その時には、人権に関する市民意識調査の結果報告もできるのではないかなと思う。メインの基調講演は東京大学大学院の姜尚中先生にお願いしたいと思っているので、三田市の外国人施策の取り組みをPRすれば話もつながり効果的であるため、多文化共生推進基本方針策定委員長でもある細見副委員長から話をさせていただけないかなと思っている。
- (コーディネーター) それでは、最終的にC分科会の提言書をまとめてみなさんに事前に送付するので、次回にその確認を行う。次回の日程は、9月5日でお願いしたい。

(18) 第18回分科会 開催日時：平成19年9月5日(水) 18:00～19:00 開催場所：まちづくり協働センター会議室5

- (コーディネーター) 前回の会議録を確認したいが、異議はないか。(異議なし)
それでは、提言書の内容について意見を伺いたい。
- (委員) 「費用対効果では測ることのできない人権の視点にたった評価」という表現だが、無理やり測ろうと思えば測れるので、「関係が明確でない」とか「費用対効果にはなじまない」という表現の方がよいのではないかな。
- また、自己評価の「人権推進にとっての意義・役割」という評価項目は、担当職員の意識についての項目であるので「担当職員の理解」という表現を付け足した方がよい。さらに、「市民に周知することを担当課職員全員が意識してやることはもちろんのこと」という表現だが、さらっと流さず

に「そのことが重要である」と言った方がよい。

それから、「期待する自己評価の答えにならなかったことが大きな問題点」というのは、期待する答えにならなかったのは結果であり、問題点ではないのではないか。また、「完成された評価シート」という表現で、完成されるということはある程度あり得ないので「試行中」とか「検討段階」の「評価シート」という表現の方がよいのではないか。

最後に、外部評価の記載があるが、尻切れの感じなので、その後に「今後の課題」というような結びを入れた方がよい。

(事務局) 期待する答えにならなかったことが課題という認識だった。期待する答えになる評価シートをつくるのが目標だと思った。

(コーディネーター) それは究極の目標だが、課題にしてしまうと誘導尋問のように答えを導いてしまうように捉えられる。誤解をまねかない表現がよいと思う。

(委員) 「(だろう)」と括弧書きがあるが、何か意図があるのか。

(コーディネーター) 言い切れないと思い、ぼかした。

(委員) 断定か推定かがあいまいなので、全体的なバランスから断定してはどうか。

(委員) 外部評価としては、情報の公開が非常に重要な部分であるので記載した方がよい。

(事務局) 情報公開については「はじめに」の部分で触れているので、そこで検討してはどうか。提言書は今まで2年間の活動のまとめであるが、現在検討しているまとめの文章は文字数の制約があり、すべての内容を網羅することは難しい。ただし、最後には会議録や資料等も添付するので、多少漏れた部分があっても提言書を最後まで読めばわかるようにする。

(委員) 「委員が人権について考え、切磋琢磨し合い、会議自体が人権学習の場となったことも大きな成果」という表現は、まさにそのとおりであった。

(委員) ここまでのプロセスが、非常に有意義であったと思う。

(委員) 評価することで新たな気づきがあったり、研修的な効果があるということで、評価されてよかったと思われるような評価システムができればよい。

(コーディネーター) 今日の意見を踏まえて、提言書の修正を行う。そして、事務局と調整をして、10月2日の全体会に出していきたい。その後、A・B・Cそれぞれの分科会の提言書をまとめ、市民向けの全体的な提言書も作成する予定である。

今回がC分科会の最終回となる予定だ。長い間、どうもありがとうございました。